

平成26年度 新潟市地域防災計画 新旧対照表

- | | |
|------------|-------|
| 1 主な見直し3項目 | P 1~ |
| 2 本編修正 | P 2~ |
| 3 資料編修正 | P 38~ |

1. 主な見直し3項目

No.	ページ	新	旧	修正理由
1	総則1-2	<p>6 国・県の防災計画との関係 ～新潟県地域防災計画との整合性・関連性を有する。</p> <p>7 <u>新潟市国土強靱化地域計画との関係</u> <u>この計画は、新潟市国土強靱化地域計画との整合性・関連性を有する。</u></p> <p>8 計画の習熟</p>	<p>6 国・県の防災計画との関係 ～新潟県地域防災計画との整合性・関連性を有する。</p> <p>(追加)</p> <p>7 計画の習熟</p>	新潟市国土強靱化地域計画策定によるもの
2	予防2-7	<p>1 指定避難所、指定緊急避難場所の指定 被災者が一定期間滞在する場として、政令で定める基準に沿って、「指定避難所」を指定する。 また、災害の危険が切迫した時に緊急に逃れるための避難先として、政令で定める基準に沿って、災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定する。(資料編 表2-2-4-1に示す。)</p> <p>2 一時避難場所、広域避難場所、避難所及び福祉避難所の指定</p> <p>(以降項番繰り下げ)</p>	<p>(追加)</p> <p>1 一時避難場所、広域避難場所、避難所及び福祉避難所の指定</p>	<p>災害対策基本法改正に基づく修正</p> <p>※資料編の修正は【別紙1参照】</p>
3	予防4-4	ア 津波情報及び避難指示の受信の確認	ア 津波警報及び避難指示等の受信手段の確認	避難勧告等判断伝達マニュアル作成に伴う修正
	応急2-16	<p>避難勧告及び指示は次の状況が認められるときを主な基準として発令する。(削除)</p> <p>(ア)避難勧告</p> <p>a 河川の水位がはん濫危険水位に達したとき</p> <p>b 土砂災害警戒情報が発表され、解析雨量の実況で40mm/h以上、もしくは2時間後までの予測で25mm/h以上となったとき</p> <p>c 高潮警報または高潮特別警報が発令されたとき</p> <p>d その他、本部長が必要と認めるとき</p> <p>(イ)避難指示</p> <p>a 河川の水位が堤防天端に達する恐れのあるとき</p> <p>b 土砂災害にかかる避難勧告を発表した後、土壌雨量指数のデータが更新された時点で、解析雨量の実況で40mm/h以上、もしくは2時間後までの予測で25mm/h以上となったとき</p> <p>c 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</p> <p>d 潮位が事前に定める危険水位を超えたとき</p> <p>e その他、本部長が必要と認めるとき</p>	<p>避難勧告(追加)は、次の状況が認められるときを(追加)基準として発令する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合</p> <p>(イ) 地震火災の延焼拡大又は有毒ガス等の危険物質等の流出拡散等により、住民に生命の危険が及ぶと認められる場合</p> <p>(ウ) がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、近隣住民に生命の危険が認められる場合</p> <p>(エ) その他災害の状況により、市長等が必要と認める場合</p>	避難勧告等判断伝達マニュアル作成に伴う修正

2. 本編修正

No.	ページ	新	旧	修正理由
4	総則1-11	面積は726.45km ² である。	面積は726.10km ² である。	国土地理院が平成27年3月6日に公表した平成26年10月1日現在における全国都道府県市区町村別面積調査の結果を受けた修正
5	総則1-12	新潟地方気象台における観測史上1位(年間を通じた値)の日最大瞬間風速は、平成3年9月28日に記録された45.5m/sである。(過去10年間の観測値については、資料編表1-1-3-2を参照)	新潟地方気象台における(追加)最大瞬間風速は、平成3年9月28日に記録された45.5m/sである。(過去10年間の観測値については、資料編表1-1-3-2を参照)	表現の適正化
6	総則1-16	(ア) 深夜から早朝にかけて来襲した集中豪雨で、日最大1時間降水量97mm、日降水量265mmを記録した。	(ア) 深夜から早朝にかけて来襲した集中豪雨で、1時間雨量97mm、日雨量265mmを記録した。	表現の適正化
7	予防1-2	市は、起震車等を活用し、防災知識の高揚を図る	消防局は、起震車や消火・通報訓練用指導車等による移動防災教室を開催し、防災知識の高揚を図る	実態に即した修正
8	予防1-3	学校教育においては、新潟県防災教育プログラムに基づき、児童生徒等の発達段階に応じて、既存の教科や学校行事なども活用し、教育活動全体を通じて「生き抜く力」を育むとともに、地域や家庭と連携した防災活動を取り入れることが重要である。	学校教育においては、(追加)児童生徒等の発達段階に応じて、災害時に起こる危険性について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。	新潟県防災教育プログラムについて追記
9	予防1-5	(削除)	また、必要に応じ、訓練シナリオに緊急地震速報を活用する。	実態に即した修正
10	予防1-9	自主防災組織の防災力の向上を図る。	自主防災組織の防御力の向上を図る。	表現の適正化
11	予防1-9	ただし、必要により防災訓練時等に、資機材の貸し出しを行う。(削除)	ただし、必要により防災訓練時等に、資機材の貸し出しを行う。(資料編表2-1-3-2)	実態に即した修正
12	予防1-10	また、活動に若い世代や女性が参画するための仕組みづくり	また、活動に(追加)女性が参画するための仕組みづくり	ジュニアレスキュー隊の活性化など、若い世代を対象として地域防災活動への参画を促進するため
13	予防1-15	カ 社会基盤施設(上・下水道施設、農業水利施設、廃棄物処理施設)	カ 社会基盤施設(上・下水道施設、(追加)廃棄物処理施設)	本市において、都市排水を担う農業水利施設も社会基盤施設に含まれるため
14	予防1-21	(3) 道路の整備 防災効果の高い広幅員の道路を重点に、新設や拡幅整備をするほか、必要な補修を計画的に実施する。また、液状化も予想されるため、道路施設の耐震性ととも液状化対策についても検討する。	(3) 道路の整備 防災効果の高い広幅員の道路を重点に、新設や拡幅整備をするほか、必要な補修を計画的に実施する。また、液状化も予想されるため、(追加)施設の耐震性ととも液状化対策についても検討する。	語句整理

No.	ページ	新	旧	修正理由
15	予防1-21	(4) 橋梁の整備 橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、 <u>(削除)</u> 老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。	(4) 橋梁の整備 橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、 <u>市街地や主要路線上の</u> 老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。	語句整理
16	予防1-21	(5) トンネルの整備 トンネルの新設にあたっては、 <u>(削除)</u> 耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、道路パトロールや定期点検等により必要な補強や補修等を行う。	(5) トンネルの整備 トンネルの新設にあたっては、 <u>橋梁に準じ</u> 耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、道路パトロールや定期点検等により必要な補強や補修等を行う。	語句整理
17	予防1-21	平成26年4月一部改訂	平成25年4月一部改訂	時点修正
18	予防1-21	海上交通の安全・安定性を活かし、 <u>物資や人員の輸送など</u> ・・・	海上交通の安全 <u>(追加)</u> 性を活かし、 <u>物資の輸送や被災者の移動など</u> ・・・	表現の適正化
19	予防1-46	市広報誌やホームページ等を通じて	市広報誌やパンフレット等を通じて	実態に即した修正
20	予防1-46	経済部 観光・国際交流部	経済・国際部 経済・国際部	組織改編による見直し
21	予防1-47	備蓄場所の確保に努めるとともに、 <u>発災時すぐに必要となる「毛布」、「携帯トイレ」、「ストープ」の、避難所への分散備蓄を併せて推進する。</u>	備蓄場所の確保に努める。	実態に即した修正
22	予防1-47	各出張所 <u>(削除)</u>	各出張所区役所等に備える防災資機材	実態に即した修正
23	予防1-51	経済部 観光・国際交流部	経済・国際部 経済・国際部	組織改編による見直し
24	予防1-54	ウ 避難場所の確保 社会福祉施設等では <u>地震や風水害等の災害発生時を想定し、</u> ...	ウ 避難場所の確保 社会福祉施設等では <u>地震等の災害発生時を想定し、</u> ...	避難イメージを拡大し、避難場所の確保にあたる必要があるため

No.	ページ	新	旧	修正理由
25	予防2-2	<p>1 下水道施設の耐震性能の確保及び減災対策の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な管路の耐震化 ・下水処理場及びポンプ場の耐震化 ・避難所などにおけるマンホールトイレの整備 ・処理場、ポンプ場での非常用電源設備等の整備 ・処理場、ポンプ場における自己電源率向上に向けた取り組みの推進 ・下水道BCPの改善及び訓練実施 ・管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化の検討 ・耐震設計の実施 ・液状化対策の検討 	<p>1 地震に強い排水システムの構築、処理場間の連携体制の確立、ポンプ場のエネルギー自立化について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化の検討 ・非常用電源設備等の整備 	語句整理及び実態に即した修正
26	予防2-2	<p>地震時における下水排除・処理機能を確保するため、管渠、処理場、ポンプ場の新設・改築時にあたり耐震性を備えた設計を行うとともに、液状化対策について(削除)検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震設計の実施 ・液状化対策の検討 	<p>下水の排除と安定した処理を確保するため、耐震性を備えた設計を行うとともに、液状化対策についても検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震設計の検討 ・液状化対策の検討 	語句整理及び実態に即した修正
27	予防2-4	(土砂災害警戒区域等を・・・)	(土砂災害危険箇所を・・・)	表現の適正化
28	予防2-5	ア 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の調査点検 ・・・市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、対策施設の・・・	ア (追加)土砂災害危険箇所の調査点検 ・・・市は、(追加)土砂災害危険箇所及び対策施設の・・・	表現の適正化
29	予防2-5	イ 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の応急対策	イ (追加)土砂災害危険箇所の応急対策	表現の適正化
30	予防2-5	土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所(削除)は、・・・	(追加)土砂災害危険箇所等は、・・・	表現の適正化
31	予防2-5	土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の所有者、・・・	(追加)土砂災害危険箇所の所有者、・・・	表現の適正化
32	予防2-10	6 避難所運営体制の整備 「避難所運営マニュアル」は、避難所ごとに作成し、避難所の実情や避難所運営の課題等を踏まえ、随時見直しを行う。	6 避難所運営体制の整備 「避難所運営マニュアル」は、(追加)避難所の実情や避難所運営の課題等を踏まえ、随時見直しを行う。	実態に即した修正
33	予防2-12	(3) プール(削除)、農業用水路、河川等の水	(3) プール水、農業用水路、河川等(追加)	表現の適正化

No.	ページ	新	旧	修正理由																																					
34	予防2-13	5 市民の役割 (削除) (1) 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、(削除)協力できるよう努める。	5 市民の役割 (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンス等家具の転倒防止措置など、地震による家屋の損壊、家具・家財等の破損の防止に努める。 (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。	掲載箇所の適正化																																					
35	予防3-1	(1) 地上気象観測体制 (気象官署等) 全国の気象台等で行う最も基本的な観測として	(1) 地上気象観測体制 (気象官署 (追加)) 全国の気象台や測候所で行う最も基本的な観測として	表現の適正化																																					
36	予防3-1	(3) 観測所の種別 <table border="1" data-bbox="264 501 797 612"> <thead> <tr> <th>観測所の種類</th> <th>気象測器</th> <th>観測通報データ</th> <th>集信時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上気象観測</td> <td>地上気象観測装置</td> <td>降水量、気温、風向、風速、日照時間</td> <td>1分間隔</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域気象観測</td> <td>有線ロボット気象計</td> <td>日照時間</td> <td rowspan="2">10分間隔</td> </tr> <tr> <td>有線ロボット雨量計</td> <td>降水量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有線ロボット積雪深計</td> <td>積雪深 (主に多雪地方のみ)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (4) 気象レーダー観測体制	観測所の種類	気象測器	観測通報データ	集信時刻	地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、日照時間	1分間隔	地域気象観測	有線ロボット気象計	日照時間	10分間隔	有線ロボット雨量計	降水量		有線ロボット積雪深計	積雪深 (主に多雪地方のみ)		イ 観測所の種別 <table border="1" data-bbox="927 501 1460 612"> <thead> <tr> <th>観測所の種類</th> <th>気象測器</th> <th>観測通報データ</th> <th>集信時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上気象観測</td> <td>地上気象観測装置</td> <td>降水量、気温、風向、風速、日照</td> <td>10分毎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域気象観測</td> <td>有線ロボット気象計</td> <td>積雪深 (主に多雪地方のみ)</td> <td>1時間毎</td> </tr> <tr> <td>有線ロボット雨量計</td> <td>降水量</td> <td>10分毎</td> </tr> <tr> <td>地域雨量観測</td> <td>有線ロボット積雪深計</td> <td>積雪深 (主に多雪地方のみ)</td> <td>1時間毎</td> </tr> </tbody> </table> (3) 気象レーダー観測体制	観測所の種類	気象測器	観測通報データ	集信時刻	地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、日照	10分毎	地域気象観測	有線ロボット気象計	積雪深 (主に多雪地方のみ)	1時間毎	有線ロボット雨量計	降水量	10分毎	地域雨量観測	有線ロボット積雪深計	積雪深 (主に多雪地方のみ)	1時間毎	実態に合わせた修正及び表現の適正化
観測所の種類	気象測器	観測通報データ	集信時刻																																						
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、日照時間	1分間隔																																						
地域気象観測	有線ロボット気象計	日照時間	10分間隔																																						
	有線ロボット雨量計	降水量																																							
	有線ロボット積雪深計	積雪深 (主に多雪地方のみ)																																							
観測所の種類	気象測器	観測通報データ	集信時刻																																						
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、日照	10分毎																																						
地域気象観測	有線ロボット気象計	積雪深 (主に多雪地方のみ)	1時間毎																																						
	有線ロボット雨量計	降水量	10分毎																																						
地域雨量観測	有線ロボット積雪深計	積雪深 (主に多雪地方のみ)	1時間毎																																						
37	予防3-2	(5) 高層気象観測体制 高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測 (全国16ヶ所) とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33ヶ所に設置され、上空の風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。 (6) 観測結果の活用	(4) 高層気象観測体制 高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測 (全国16ヶ所) とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33ヶ所に設置され、地上約5kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。 (5) 観測結果の活用	実態に合わせた修正																																					
38	予防3-2	降水短時間予報 (6時間先、1 km格子、30分毎)、高解像度降水ナウキャスト (30分先、250m格子、5分毎) を作成し、	降水短時間予報 (6時間先、1 km格子、30分毎) (追加) を作成し、	実態に合わせた修正																																					
39	予防3-5	洪水 (削除) 等の・・・	洪水害等の・・・	語句整理																																					
40	予防3-5	下水道部 (削除) は、集中豪雨等による	下水道部並びに北区、秋葉区及び南区下水道課は、集中豪雨等による	下水道部組織改正によるもの																																					
41	予防3-6	備蓄・配備を実施する。	備蓄・配備 (追加) する。	語句整理																																					
42	予防3-6	避難経路について・・・	避難 (追加) 路について・・・	語句整理																																					
43	予防3-9	2 土砂災害警戒区域等及び土砂災害基幹箇所の調査の実施	2 (追加) 土砂災害危険箇所の調査の実施	表現の適正化																																					
44	予防3-10	避難経路・避難所について・・・	避難 (追加) 路・避難所について・・・	語句整理																																					

No.	ページ	新	旧	修正理由
45	予防3-13	6 避難所運営体制の整備 「避難所運営マニュアル」は、 <u>避難所ごとに作成し、避難所の実情や避難所運営の課題等を踏まえ、随時見直しを行う。</u>	6 避難所運営体制の整備 「避難所運営マニュアル」は、 <u>(追加) 避難所の実情や避難所運営の課題等を踏まえ、随時見直しを行う。</u>	実態に即した修正
46	予防4-1	緊急・一時的避難に適した高台の公園などを津波避難場所として指定する。 <u>(津波避難場所の所在地等を資料編表2-4-2-2に示す)</u>	緊急・一時的避難に適した高台の公園などを津波避難場所として指定する。 <u>(追加)</u>	資料編に津波避難場所を追加するため
47	予防4-5	1 海岸・河川・港湾施設等の耐震化・耐浪化 <u>河川管理施設、港湾施設及び許可工作物については、海岸管理者、河川管理者、港湾管理者及び排水施設等管理者……</u>	1 堤防等海岸保全施設等の耐震化・耐浪化 <u>海岸保全施設、河川管理施設及び許可工作物については、海岸管理者、河川管理者及び排水施設等管理者……</u>	語句整理
48	応急1-6	(a) 区本部事務局に、区事務局次長を置き、区役所総務課長または区役所総務課長補佐を充てる。 <u></u>	(a) 区本部事務局に、区事務局次長を置き、区役所総務課長をもって充てる。 <u></u>	表現の適正化
49	応急1-1 ～ 応急1-6	…災害に即応できる組織を編成する。 <u>災害対策本部の組織及び運営については、新潟市災害対策本部条例及び新潟市災害対策本部規程による。</u> <u>(削除)</u>	…災害に即応できる組織を編成する。 <u>(追加)</u> <u>(1) 設置及び廃止 ～</u> <u>～ ……とおりとする。</u>	資料編の「災害対策本部規程」，「警戒本部運営要綱」，「警戒配備及び非常配備に関する要綱」の内容と重複しているため削除
50	応急1-6 ～ 応急1-8	…を設置することができる。 <u>警戒本部の組織及び運営については、新潟市災害警戒本部運営要綱による。</u> <u>(削除)</u>	…を設置することができる。 <u>(追加)</u> <u>(1) 警戒本部の組織 ～</u>	資料編の「災害対策本部規程」，「警戒本部運営要綱」，「警戒配備及び非常配備に関する要綱」の内容と重複しているため削除
51	応急1-8 ～ 応急1-29	職員の配備体制については、 <u>警戒配備及び非常配備に関する要綱による。</u> <u>(削除)</u>	職員の配備体制については、 <u>以下のとおりとする。ただし、……、別に定める。</u> <u>(1) 警戒配備 …… ～</u> <u>～ 関すること (平常時)</u>	資料編の「災害対策本部規程」，「警戒本部運営要綱」，「警戒配備及び非常配備に関する要綱」の内容と重複しているため削除
52	応急1-11	<u>区域内で震度5弱以上</u>	<u>市域内で震度4以上</u>	避難所開設基準の変更によるもの
53	応急1-13	<u>文化スポーツ部長</u>	<u>文化観光・スポーツ部長</u>	組織改編による見直し

No.	ページ	新	旧	修正理由
54	応急1-13	経済部 観光・国際交流部	経済・国際部 経済・国際部	組織改編による見直し
55	応急1-15	副部長 文化スポーツ部長 (削除)	副部長 文化観光・スポーツ部長 観光交流担当部長	〃
56	応急1-15	(削除)	観光班 ○観光政策課 水と土の文化推進課	〃
57	応急1-15	(削除)	1 観光施設の被害状況の把握に関すること 2 観光滞在者の対応に関すること (全市のとりまとめの他、上記の所掌事務に関し、東区及び中央区内の対応に関すること)	〃
58	応急1-15	(削除)	1 観光施設・滞在者への対応の統括に関すること (全市のとりまとめの他、上記の所掌事務に関し、東区及び中央区内の対応に関すること)	〃
59	応急1-16	6 汲み取り便槽又は浄化槽の衛生管理に関すること	6 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること	語句整理
60	応急1-17	(新潟市災害本部規程(平成26年11月1日改正)の保健衛生対策部の内容に変更)		組織改編による見直し
61	応急1-18	経済部 観光・国際交流部	経済・国際部 経済・国際部	組織改編による見直し
62	応急1-19	各地域下水道事務所建設課 東部地域下水道事務所北下水道課 東部地域下水道事務所秋葉下水道課 下水道管理センター ※1 ※1 副班長は、維持管理課長及び施設管理課長 (削除)	各地域下水道事務所建設課 (追加) 下水道管理センター ※1※2 ※1 副班長は、維持管理課長及び施設管理課長 ※2 東区、中央区、江南区、西区及び西蒲区を所管	下水道部組織改正によるもの
63	応急1-19	(土木班・分掌事務・初動対応期) 1・・・ 2・・・ 3・・・ 4・・・ 5 緊急輸送道路の確保に関すること	(土木班・分掌事務・初動対応期) 1・・・ 2・・・ 3・・・ 4・・・ (追加)	事務分掌の明確化

No.	ページ	新	旧	修正理由																																													
64	応急1-19	(土木班・分掌事務・応急復旧期) 左記に加え 5 土木施設等災害復旧事業に関すること 6 道路施設の応急復旧、仮復旧に関する統括に関する こと	(土木班・分掌事務・応急復旧期) 同左	事務分掌の明確化																																													
65	応急1-20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>1 福祉対策部の協力 (特に避難所対策)に関すること</td> <td>1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関すること 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>○税制課</td> <td>2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関すること</td> <td>3 小災害見舞金、義援金の配布の統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>資産評価課</td> <td></td> <td>4 市税の災害減免等の指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>債権管理課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税課※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産税課※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税課※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 区本部調査班の職員を除く</td> <td>3 区本部調査班の応援に関すること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	班名	初動対応期	応急復旧期	調査班	1 福祉対策部の協力 (特に避難所対策)に関すること	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関すること 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関すること	○税制課	2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関すること	3 小災害見舞金、義援金の配布の統括に関すること	資産評価課		4 市税の災害減免等の指導に関すること	債権管理課			市民税課※			資産税課※			納税課※			※ 区本部調査班の職員を除く	3 区本部調査班の応援に関すること		<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>1 福祉対策部の協力(特に避難所対策)に関すること</td> <td>1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関すること 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関すること 3 小災害見舞金、義援金の配布の統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>○税制課</td> <td>2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関すること</td> <td>4 税金の災害減免等の指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>資産税課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	班名	初動対応期	応急復旧期	調査班	1 福祉対策部の協力(特に避難所対策)に関すること	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関すること 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関すること 3 小災害見舞金、義援金の配布の統括に関すること	○税制課	2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関すること	4 税金の災害減免等の指導に関すること	資産税課			納税課				(追加)		・H26.11.1改正「新潟市災害対策本部規程」に基づく修正及び表現の適正化
班名	初動対応期	応急復旧期																																															
調査班	1 福祉対策部の協力 (特に避難所対策)に関すること	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関すること 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関すること																																															
○税制課	2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関すること	3 小災害見舞金、義援金の配布の統括に関すること																																															
資産評価課		4 市税の災害減免等の指導に関すること																																															
債権管理課																																																	
市民税課※																																																	
資産税課※																																																	
納税課※																																																	
※ 区本部調査班の職員を除く	3 区本部調査班の応援に関すること																																																
班名	初動対応期	応急復旧期																																															
調査班	1 福祉対策部の協力(特に避難所対策)に関すること	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関すること 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関すること 3 小災害見舞金、義援金の配布の統括に関すること																																															
○税制課	2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関すること	4 税金の災害減免等の指導に関すること																																															
資産税課																																																	
納税課																																																	
	(追加)																																																
66	応急1-25	<東区、中央区> ... 10 観光滞在者の対応に関すること (削除)	<東区、中央区> ... 10 観光滞在者の対応に関すること 11 農林水産業の被害調査、報告等に関すること 12 家畜伝染病の防疫に関すること 13 農業、水産業関係団体との連絡調整に関すること 14 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関すること 15 農業集落排水事業施設の被害状況の把握、応急対策に関すること 16 農地のたん水排除に関すること 17 農作物、水産物の確保に関すること	組織改編による見直し及び語句整理																																													

No.	ページ	新	旧	修正理由
67	応急1-25	<p>(削除)</p> <p>11 商工業者に対する被災証明の発行に関する事 12 商工業者に対する災害融資に関する事 (削除)</p>	<p>18 商工業関係の被害調査、報告に関する事 19 商工業関係団体との連絡調整に関する事 20 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関する事 21 観光施設の被害状況の把握に関する事 22 観光滞在者の対応に関する事 23 農林水産業の被害調査、報告等に関する事 24 家畜伝染病の防疫に関する事 25 農業、水産業関係団体との連絡調整に関する事 26 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関する事 27 農業集落排水事業施設の被害状況の把握、応急対策に関する事 28 農地のたん水排除に関する事 29 農作物、水産物の確保に関する事 30 商工業者に対する被災証明の発行に関する事 31 商工業者に対する災害融資に関する事 32 農林水産業者に対する被災証明の発行に関する事 33 農林水産業者に対する災害融資に関する事</p>	組織改編による見直し及び語句整理
68	応急1-26	<p>(初動対応期)</p> <p>8 (削除) 救護所の設置に関する事 9 (削除) 9 患者等の搬送に関する事 (削除) (削除) 10 緊急食品の安全確保に関する事 (以降項番繰り上げ) (応急復旧期) 15 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関する事 16 入浴対策に関する事</p>	<p>(初動対応期)</p> <p>8 救護班の編成、救護所の設置に関する事 9 救護センターの編成及び設置に関する事 10 患者等の搬送に関する事 11 医療資器材等の調達に関する事 12 医療関係団体との連絡調整に関する事 13 緊急食品の安全確保に関する事</p> <p>(応急復旧期) 21 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関する事 22 入浴対策に関する事</p>	災害時保健医療活動計画の見直しによるもの

No.	ページ	新	旧	修正理由								
69	応急1-27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班 ○市民税課※1※2 (○各税務センター※1) 資産税課 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1) 納税課※1※3</td> <td> 1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に関する事 3 小災害見舞金、義援金の配布に関する事 4 市税の災害減免等の指導に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 市民税課は一部で中央区を所管、各税務センターは所在する区を所管、資産税第1分室は北区、江南区、秋葉区を所管、資産税第2分室は南区、西蒲区を所管、納税課は一部で東区、南区、西区、西蒲区を所管</p> <p>※2 班長は課長補佐</p> <p>※3 副班長は置かない</p>	班名	応急復旧期	調査班 ○市民税課※1※2 (○各税務センター※1) 資産税課 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1) 納税課※1※3	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に関する事 3 小災害見舞金、義援金の配布に関する事 4 市税の災害減免等の指導に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班 ○税務課</td> <td> 1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に関する事 3 小災害見舞金、義援金の配布に関する事 4 税金の災害減免等の指導に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	応急復旧期	調査班 ○税務課	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に関する事 3 小災害見舞金、義援金の配布に関する事 4 税金の災害減免等の指導に関する事	・H26.11.1改正「新潟市災害対策本部規程」に基づく修正及び表現の適正化
班名	応急復旧期											
調査班 ○市民税課※1※2 (○各税務センター※1) 資産税課 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1) 納税課※1※3	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に関する事 3 小災害見舞金、義援金の配布に関する事 4 市税の災害減免等の指導に関する事											
班名	応急復旧期											
調査班 ○税務課	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に関する事 3 小災害見舞金、義援金の配布に関する事 4 税金の災害減免等の指導に関する事											
70	応急1-28	(削除)	下水道班 (北区、秋葉区、南区のみ設置) ○下水道課 分掌事務 初動対応期の1～5 応急復旧期の1～2	下水道部組織改正によるもの								
71	応急1-43	保健衛生対策部遺体埋火葬班及び・・・	保健衛生対策部食品・環境衛生班及び・・・	組織改編による見直し								
72	応急1-44	保健衛生対策部遺体埋火葬班及び・・・	保健衛生対策部食品・環境衛生班及び・・・	組織改編による見直し								
73	応急1-48	被災者	災害にかかった者	・災害救助法施行令の改正及び、災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の通知に基づいた修正								
74	応急1-48	内閣府令	厚生労働省令	・災害救助法施行令の改正及び、災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の通知に基づいた修正								

No.	ページ	新	旧	修正理由												
75	応急1-48	かつ多数の世帯の住家 おそれ	かつ多数の(追加)住家 恐れ	・災害救助法による救助の実施についての通知に基づいた修正												
76	応急1-49	延床面積の 損壊部分がその住家の延床面積の たい積等により	延面積の 損壊部分の床面積がその住家の延面積の たい積(追加)により	・災害救助法による救助の実施についての通知に基づいた修正												
77	応急1-50	救助の実施に関する職権の一部を、 災害救助法施行細則第17条により、 本部長(市長)に委任している。	救助の実施に関する職権の一部を本部長(市長)に委任 している。県では災害救助法施行細則第17条により、7 項目を本部長(市長)に委任している。	・新潟県、市災害救助条例等に基づいた修正												
78	応急1-50	(削除)	(2つの表)	・新潟県、市災害救助条例等に基づいた修正												
79	応急1-50	(削除)	(2)その他 救助事務の処理に関する詳細等については、県作成の 「災害救助の手引き」を参照のこと	・新潟県、市災害救助条例等に基づいた修正												
80	応急1-51	(3)応急仮設住宅の供与 (4)被災した住宅の (5)被災者の	(3)応急仮設住宅の設置 (4)災害にかかった住宅の (5)災害にかかった者の	・新潟県、市災害救助条例等に基づいた修正												
81	応急1-51	県条例第2条第1号 又は受けるおそれ	県条例第2条第1項 又は受ける恐れ	・新潟県、市災害救助条例等に基づいた修正												
82	応急2-3	ライフライン情報 下水道関係 担当欄 (削除) 都市整備対策	ライフライン情報 下水道関係 担当欄 区本部 都市整備対策部	下水道部組織改正によるもの												
83	応急2-4	<table border="1"> <tr> <td>農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等</td> <td>土地改良区 農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> <tr> <td>県管理農業用施設の被害と復旧状況等</td> <td>新発田地域振興局・ 新潟地域振興局</td> </tr> <tr> <td>家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等</td> <td>農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> </table>	農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合	県管理農業用施設の被害と復旧状況等	新発田地域振興局・ 新潟地域振興局	家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合	<table border="1"> <tr> <td>農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等</td> <td>土地改良区 農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等</td> <td>農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> </table>	農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合	(追加)	(追加)	家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合	機関追加
農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合															
県管理農業用施設の被害と復旧状況等	新発田地域振興局・ 新潟地域振興局															
家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合															
農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合															
(追加)	(追加)															
家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合															

No.	ページ	新	旧	修正理由
84	応急2-18	イ 誘導員の配置 迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員の配置に努める。	イ 誘導員の配置 迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員を配置する。	表現の適正化
85	応急2-20	(2) 避難者の受入 各避難所において、事前に地域住民、施設管理者、市で「部屋割り図面」の検討を行い、避難者の受入の際に活用するものとする。 ア 受入スペース 避難者の受入は…	(2) 避難者の受入 (追加) ア 受入スペース 避難者の受入は…	語句整理
86	応急2-21	(表) 総務班 避難所全体のとりまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理、生活ルールの作成等 情報班 避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供	(表) 総務班 避難所全体のとりまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理等 (追加) 情報班 避難者向け情報の収集・伝達	避難所運営マニュアルに基づいた修正
87	応急2-36	江南区江口(新潟空港I.C.)から東区中興野までの間 新潟村松三川線・・・東区中興野から東区津島屋8丁目までの間	東区江口(新潟空港I.C.)から東区中郷屋までの間 (追加)	誤字訂正及び国道113号線ルート変更による路線追加
88	応急2-36	緊急輸送道路ネットワークとして	緊急輸送(追加)ネットワークとして	

No.	ページ	新	旧	修正理由
89	応急2-36	<p>a 高速道路市域全線（<u>削除</u>）北陸及び磐越及び日東道）</p> <p>b 国道7号（新潟バイパス・新新バイパス含む）…起点（本町通7番町本町交差点）から聖籠町境までの間</p> <p>c 国道8号（新潟バイパス含む）…起点（本町通7番町本町交差点）から三条市境までの間</p> <p>d 国道49号…阿賀野市境から終点（明石2丁目栗の木橋交差点）までの間</p> <p>e 国道113号…起点（中央区万代3丁目（国道7号））から聖籠町境までの間</p> <p>f 国道116号…燕市境から終点（本町通7番町本町交差点）までの間</p> <p>g 県道新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田（新潟中央I.C.）から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、東区江口（新潟空港I.C.）から東区中郷屋までの間</p> <p>h 県道新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間</p> <p>i 県道新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間</p> <p>j 市道東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目（国道113号）までの間 （<u>削除</u>）</p> <p>k 県道新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで</p>	<p>a 高速道路市域全線（<u>関越</u>、北陸及び磐越及び日東道）</p> <p>b 国道7号（新潟バイパス・新新バイパス含む）…起点（本町通7番町永井電気（株）前）から聖籠町境までの間</p> <p>c 国道8号（新潟バイパス含む）…起点（本町通7番町永井電気（株）前）から三条市境までの間</p> <p>d 国道49号…阿賀野市境から終点（明石2丁目栗の木バイパス脇）までの間</p> <p>e 国道113号…起点（中央区万代3丁目（国道7号））から聖籠町境までの間</p> <p>f 国道116号…燕市境から終点（本町通7番町永井電気（株）前）までの間</p> <p>g（<u>追加</u>）新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田（新潟中央I.C.）から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、東区江口（新潟空港I.C.）から東区中郷屋までの間</p> <p>h（<u>追加</u>）新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間</p> <p>i（<u>追加</u>）新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間</p> <p>j（<u>追加</u>）東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目（国道113号）までの間</p> <p>k 国道113号（旧新潟村松三川線）…東区下山2丁目（国道113号）から東区津島屋8丁目までの間</p> <p>l（<u>追加</u>）新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・路線変更による修正 ・表現の適正化及び県道、市道の追記 ⇒資料編に移す
90	応急2-37	<p>a 緊急輸送道路啓開の実施体制 災害発生後、速やかに緊急輸送道路の調査を行い、<u>早期</u>に通行確保が必要な路線から啓開を実施する。</p>	<p>a 緊急輸送道路啓開の実施体制 災害発生後、速やかに緊急輸送道路の調査を行い、<u>通行</u>可能な路線から啓開を実施する。</p>	表現の適正化
91	応急2-39	<p>なお、中でもオープンスペースと耐震強化岸壁を有する山の下地区を海上輸送の拠点基地として確保する。</p>	<p>なお、中でも広大なオープンスペースを有し、岸壁の耐震化や液状化対策等を考慮した整備を進めている万代島地区を海上輸送の拠点基地として確保する</p>	新潟港湾BCPに基づいた修正
92	応急2-41	<p>オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者 <u>力</u> 災害応急対策活動従事者</p>	<p>オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者 <u>（追加）</u></p>	他節との整合性を図るもの
93	応急2-42	<p>備蓄食料の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部<u>事務局</u>又は総務対策部総務班の準備する車両等で行う。</p>	<p>備蓄食料の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部<u>総務班</u>の準備する車両等で行う。</p>	語句整理

No.	ページ	新	旧	修正理由
94	応急2-46	備蓄品の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部事務局又は総務対策部総務班の準備する車両等で行う。	備蓄品の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部総務班の準備する車両等で行う。	語句整理
95	応急2-51	浄水場施設6か所 合計30か所	浄水場施設8か所 合計32か所	時点修正
96	応急2-72	ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況、集積場等の被災状況及び避難所の開設状況を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。	ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況や集積場等の被災状況（追加）を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。	語句整理
97	応急2-72	(3) 臨時集積場の設置 ごみ集積場の被害または道路の被害等により収集が困難な場合は、避難所や公園等収集可能な場所に臨時集積場を設置する。	(3) 仮置場の確保 道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、避難所や公園等を中心としたごみの仮置場を確保し、収集計画を策定する。	環境部総務班マニュアルに準じた修正
98	応急2-75	5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理 … (削除)	5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理 … (2) 放浪犬の保護収容 放浪犬については、保健衛生対策部保健医療対策班及び各区本部区民生活班が関係機関等と連携し、保護収容する。	掲載箇所の適正化
99	応急2-76	(2) 応急仮設トイレ設置計画の策定 環境対策部環境総務班は把握した情報をもとに、応急仮設トイレ設置計画を策定する。 なお、計画策定にあたっては、マンホールトイレ設置状況を考慮する。	(2) 応急仮設トイレ設置計画の策定 環境対策部環境総務班は把握した情報をもとに、応急仮設トイレ設置計画を策定する。(追加)	実態に合わせた修正
100	応急2-88	新潟港港湾BCPに基づき、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び情報発信に努める。	(追加) 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握(追加)に努める。	新潟港港湾BCPに基づいた修正
101	応急2-92	震度5弱以上の地震が発生した場合	(追加) 地震が発生した場合	表現の適正化
102	応急2-93	震度4の場合(1号配備)	震度4の場合(2号配備)	時点修正
103	応急2-95	6班体制	8班体制	組織改編によるもの
104	応急2-96	震災対策非常配備体制→削除	震災対策非常配備体制 参照	語句整理

No.	ページ	新	旧	修正理由
105	応急2-96	(1) 非常配備体制 災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、警戒配備及び非常配備に関する要綱に定められた配備内容、参集内容等に従う。	(1) 非常配備体制 災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、 <u>配備内容、参集内容等の非常配備体制を定める</u>	
106	応急2-96	ア 統括班 ・水道対策部の部内運営 ・水道対策部内及び市対策本部との情報収集、伝達、連絡調整 イ 総務・経理班 ・資機材（応急復旧用）、燃料（自家発、車両用、暖房用等）、職員用物資等の確保及び調達 ・応援水道事業体、水道ボランティアの受入れ準備 ・応援要請の対応 ・参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被災状況の把握 ・庁舎内の安全確保、被害状況の把握 ・マスコミ等への対応（電話、現地取材、HP掲載） ウ 給水班 ・応急給水資材の確認と準備 ・運搬給水場所の状況把握（削除）	ア 情報・総務班 ・水道対策部の部内運営 ・水道対策部内及び市対策本部との情報収集、伝達、連絡調整 ・応援要請の対応 ・参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被害状況の把握 ・各種情報収集、伝達、連絡調整 ・庁舎内の安全確保、被害状況の把握 ・マスコミへの対応（電話、現地取材、HP掲載） イ 経理班 ・応急復旧資機材、燃料（自家発、車両用、暖房用等）、職員用物資等の確保及び調達 ・水道ボランティアの受入れ ウ 給水班 ・応急給水資材の確認と準備 ・運搬給水場所の状況把握、集計	組織改正，対策班編成の変更
107	応急2-96	エ 管路班 ・送水管、配水管幹線の被害状況の把握 ・漏水等による二次災害防止のための応急措置 オ 浄水班 ・施設の被害状況の把握 ・施設関係の二次災害防止のための応急措置 ・配水池等の保有水量の確保 ・通信連絡機能の確保 ・浄水場及び配水場の点検 ・取水場の点検 ・その他の点検 カ 水質班 ・水質管理センター（建屋・測定機器・薬品類）の被害状況の把握 ・応急給水用飲料水の水質管理（削除）	エ 管路班 ・導水管、送水管、配水管幹線の被害状況の把握、集計 オ 浄水班 ・取水場、浄水場、配水場等の主要施設の点検と被害状況の把握 ・通信連絡機能の確保 ・配水池等の保有水量の確保 ・施設関係の二次災害防止のための応急措置 カ 水質班 ・水質管理センター（建屋、測定機器、薬品類）の被害状況の把握 ・応急給水用飲料水の水質管理 キ 事業所班 ・応急緊急給水資材の準備 ・運搬給水場所の状況把握 ・送水管、配水管幹線の被害状況の把握 ・漏水等による二次災害防止のための応急措置	組織改正，対策班編成の変更

No.	ページ	新	旧	修正理由
108	応急2-103	(4) 車両・燃料等の調達 …また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業者等に緊急手配等の要請を行う。	(4) 車両・燃料等の調達 …また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。	
109	応急2-104	(1) 広報の流れ ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は統括班が行う。 イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務・経理班（広報担当）が行う。	(1) 広報の流れ ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は情報・総務班が行う。 イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は情報・総務班（広報担当）が行う。 広報フロー図 参照	
110	応急2-106	実施担当 都市整備対策部 <u>農林水産対策部</u> 各区本部	実施担当 都市整備対策部 <u>(追加)</u> 各区本部	農林水産部所管の排水機場もあるため
111	応急2-108			表現の適正化
112	応急2-108	(大淵・西野 <u>(削除)</u> ・両川・曾野木 <u>(削除)</u> ・横戸処理区)	(大淵・西野・西山・江口・両川・曾野木・西島・横戸処理区)	農業集落排水施設から公共下水道施設への編入によるもの
113	応急2-117	(ア)教職員の対応 <u>(削除)</u> a 震度5弱の地震が発生した場合、校長、教頭及びあらかじめ指名された教職員は直ちに勤務校に参集する。 b 震度5強以上の地震が発生した場合、全教職員は、直ちに勤務校に参集する。 <u>(削除)</u>	(ア)教職員の対応 a 震度4の地震が発生した場合、あらかじめ指名された教職員は直ちに勤務校に参集する。 b 震度5弱の地震が発生した場合、校長、教頭及びあらかじめ指名された教職員は直ちに勤務校に参集する。 c 震度5強以上の地震が発生した場合、全教職員は、直ちに勤務校に参集する。ただし、交通事情等により勤務校に参集できない教職員は、可能な学校に参集する。	避難所開設基準の変更に合わせた変更

No.	ページ	新	旧	修正理由																
114	応急2-123	(削除)	(1)物価相談窓口の開設 売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなど対応するための相談窓口を区役所内に設置する。	語句整理																
115	応急2-123	(1)事業所に対する指導、要請 経済・国際対策部経済総務班及び市民生活対策部は、被害状況調査や総合相談窓口及び市民相談窓口等に寄せられた相談のうち、売り惜しみや便乗値上げ等の行為が認められる事業所に対して、各区本部と連携して、速やかに食糧、物資等の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。	(2)事業所等に対する指導、要請 経済・国際対策部経済総務班及び各区本部は、食料、物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して速やかに食糧や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。	表現の適正化及び語句整理																
116	応急2-123	(2)被害状況調査及び要請内容等の情報提供 被害状況調査及び要請内容等については、災害対策本部事務局及び各区本部を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。	(3)調査結果等の情報提供 調査結果等については、災害対策本部事務局及び各区本部を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。	//																
117	応急3-1	1 特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報 特別警報・警報・注意報の発表区域は新潟市とする。ただし必要に応じ「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」の名称を用いる場合がある。	1 気象業務法に定める注意報・警報 (1) 注意報・警報等の種類及び発表基準 ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報 注意報・警報・特別警報の発表区域は新潟市とする。ただし必要に応じ「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」の名称を用いる場合がある。	表現の適正化																
118	応急3-1	【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	表現の適正化
種 類	概 要																			
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																			
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																			
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																			
種 類	概 要																			
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																			
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																			
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																			

No.	ページ	新	旧	修正理由																																																																
119	応急3-1	<p>【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	<p>【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	表現の適正化																																				
特別警報・警報・注意報の種類	概要																																																																			
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																			
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																			
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
特別警報・警報・注意報の種類	概要																																																																			
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																			
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																			
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																			
120	応急3-2	<p>注意報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い童巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い童巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	<p>注意報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(追加)</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い(追加)突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(追加)	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い(追加)突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	表現の適正化
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																																																			
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い童巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																																																			
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																																			
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																			
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																			
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。																																																																			
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																			
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。																																																																			
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(追加)																																																																			
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い(追加)突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																																																			
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																																			
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																			
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																			
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																			
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。																																																																			
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																			
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。																																																																			
121	応急3-3	<p>【水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類】</p> <p>(表の差し替え)</p>	<p>【水防活動の利用に適合するもの】</p>	表現の適正化																																																																

No.	ページ	新	旧	修正理由																	
122	応急3-4	イ 気象情報 気象等の予報に係る台風、大雨、その他の災害が予想される気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、 <u>特別警報・警報・注意報</u> に先立って予告的に注意・警戒を呼びかける事を目的としたものと、 <u>特別警報・警報・注意報</u> 発表中にその内容を補い、それらの効果をより高める事を目的としたものがある。新潟地方気象台はこれらの情報を発表する。	イ 気象情報 気象等の予報に係る台風、大雨、その他の災害が予想される気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、 <u>注意報・警報</u> に先立って予告的に注意・警戒を呼びかける事を目的としたものと、 <u>注意報・警報</u> 発表中にその内容を補い、それらの効果をより高める事を目的としたものがある。新潟地方気象台はこれらの情報を発表する。	表現の適正化																	
123	応急3-4	オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報 新潟地方気象台は、 <u>鉄道気象通報及び電力気象通報を行う。</u> (2) <u>特別警報・警報・注意報等の伝達</u> ア 一般の利用に適合する <u>特別警報・警報・注意報等の伝達</u>	オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報 <u>鉄道気象通報及び電力気象通報は、新潟地方気象台が発表する。</u> (2) <u>注意報・警報・特別警報等の伝達</u> ア 一般の利用に適合する <u>注意報・警報・特別警報等の伝達</u>	表現の適正化																	
124	応急3-5	オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報の伝達 新潟地方気象台は、 <u>鉄道事業者に対し鉄道気象通報を、電気事業者に対し電力気象通報を行う。</u>	オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報の伝達 新潟地方気象台は、 <u>鉄道事業者に対し鉄道気象通報を、電気事業者に対し電力気象通報を通報する。</u>	表現の適正化																	
125	応急3-7	(表中) ・ <u>特別警報・警報・注意報等の発表状況</u> ・ <u>水防警報の発表状況</u> …	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報内容</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>警報、注意報等の発表状況</u> ・<u>水防警報の発表状況</u> ・<u>河川の水位状況</u> ・<u>市内の降雨量及び風向風速の情報</u> </td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	収集する情報内容	担 当	気象情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>警報、注意報等の発表状況</u> ・<u>水防警報の発表状況</u> ・<u>河川の水位状況</u> ・<u>市内の降雨量及び風向風速の情報</u> 	災害対策本部事務局	特別警報に関する記述を追加											
情報区分	収集する情報内容	担 当																			
気象情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>警報、注意報等の発表状況</u> ・<u>水防警報の発表状況</u> ・<u>河川の水位状況</u> ・<u>市内の降雨量及び風向風速の情報</u> 	災害対策本部事務局																			
126	応急3-7	(表中) 気象等に係る <u>特別警報・警報・注意報及び気象情報</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災害対策本部事務局 (警戒本部)</td> <td>気象等に係る<u>警報・注意報及び気象情報</u></td> <td>新潟地方気象台</td> </tr> <tr> <td>災害情報</td> <td>北陸地方整備局企画部防災課</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況</td> <td>東北電力 NTT東日本(株)新潟支店</td> </tr> <tr> <td>県内の被害情報</td> <td>新潟県防災局危機対策課</td> </tr> <tr> <td>死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等</td> <td>県警察本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テレビ・ラジオ等のモニタリング</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収集担当	収集する情報	収集先	災害対策本部事務局 (警戒本部)	気象等に係る <u>警報・注意報及び気象情報</u>	新潟地方気象台	災害情報	北陸地方整備局企画部防災課	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力 NTT東日本(株)新潟支店	県内の被害情報	新潟県防災局危機対策課	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	県警察本部		テレビ・ラジオ等のモニタリング		特別警報に関する記述を追加
収集担当	収集する情報	収集先																			
災害対策本部事務局 (警戒本部)	気象等に係る <u>警報・注意報及び気象情報</u>	新潟地方気象台																			
	災害情報	北陸地方整備局企画部防災課																			
	ライフラインの被害(停電戸数、通信不通回線数)と復旧状況	東北電力 NTT東日本(株)新潟支店																			
	県内の被害情報	新潟県防災局危機対策課																			
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	県警察本部																			
	テレビ・ラジオ等のモニタリング																				

No.	ページ	新	旧	修正理由												
127	応急3-7	ライフライン情報 下水道関係 担当欄 (削除) 都市整備対策	ライフライン情報 下水道関係 担当欄 区本部 都市整備対策部	下水道部組織改正によるもの												
128	応急3-7	農林水産対策部	(情報区分 農林水産関係被害の欄, 担当の項) 経済・国際対策部	表現の適正化												
129	応急3-8	<table border="1"> <tr> <td>農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等</td> <td>土地改良区 農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> <tr> <td>県管理農業用施設の被害と復旧状況等</td> <td>新発田地域振興局・ 新潟地域振興局</td> </tr> <tr> <td>家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等</td> <td>農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> </table>	農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合	県管理農業用施設の被害と復旧状況等	新発田地域振興局・ 新潟地域振興局	家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合	<table border="1"> <tr> <td>農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等</td> <td>土地改良区 農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等</td> <td>農業協同組合 農業共済組合</td> </tr> </table>	農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合	(追加)	(追加)	家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合	機関追加
農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合															
県管理農業用施設の被害と復旧状況等	新発田地域振興局・ 新潟地域振興局															
家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合															
農作物及び農業用施設の被害と復旧状況等	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合															
(追加)	(追加)															
家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況等	農業協同組合 農業共済組合															
130	応急3-9	(都市整備対策部 県管理河川の欄, 収集先の項) 新潟地域振興局 新発田地域振興局 (都市整備対策部 土砂災害の欄, 収集先の項) 新潟地域振興局 (削除)	(都市整備対策部 県管理河川の欄, 収集先の項) 新潟地域振興局 (追加) (都市整備対策部 土砂災害の欄, 収集先の項) 新潟地域振興局 新発田地域振興局	機関追加												
131	応急3-11	危機管理防災局	危機管理防災課	組織改編修正漏れ												
132	応急3-11	区本部各班 (削除) は, . . .	区本部各班及び「勤務時間外の職員初動体制」における 各地区の総括担当は, . . .	表現の適正化												
133	応急3-11	各区本部事務局は, . . .	(追加) 区本部事務局は, . . .	語句整理												
134	応急3-11	被害情報等 (削除) を . . .	被害情報等及び活動状況を . . .	語句整理												
135	応急3-11	各区本部事務局は, (削除) 区域の . . .	各区本部事務局は, 各区単位の . . .	語句整理												
136	応急3-25	イ 誘導員の配置 迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察 と協力して避難路等の要所に避難誘導員の配置に努め る。	イ 誘導員の配置 迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察 と協力して避難路等の要所に避難誘導員を配置する。	表現の適正化												

No.	ページ	新	旧	修正理由
137	応急3-26	<p>(2) 避難者の受入 各避難所において、事前に地域住民、施設管理者、市で「部屋割り図面」の検討を行い、避難者の受入の際に活用するものとする。 ア 受入スペース 避難者の受入は…</p>	<p>(2) 避難者の受入 (追加) ア 受入スペース 避難者の受入は…</p>	避難所運営マニュアル作成に伴う修正
138	応急3-28	<p>(表) 総務班 避難所全体のとりまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理、生活ルールの作成等</p> <p>情報班 避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供</p> <p>救護班 応急手当、救護所の補助、災害時要援護者への支援、医療介護にかかる相談・対応等</p> <p>環境班 避難所のレイアウト作成、共用部分の管理、ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理、防火・防犯活動等</p> <p>食料物資班 給食給水、救護物資の収受・保管・配布、炊き出し等</p>	<p>(表) 総務班 避難所全体のとりまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理等 (追加)</p> <p>情報班 避難者向け情報の収集・伝達</p> <p>救護班 応急手当、救護所の補助、災害時要援護者への支援等 (追加)</p> <p>環境班 トイレの維持管理、廃棄物の分別処理、室内環境の維持等</p> <p>食料物資班 給食給水、救護物資の収受・保管・配布 (追加) 等</p>	避難所運営マニュアル作成に伴う修正
139	応急3-30	<p>7 避難所外避難者の支援 (4) 車中避難者等への配慮 車中避難者等に対する…を行う。</p>	<p>7 避難所外避難者の支援 (4) 車中避難者等への配慮 車中避難者等に対する…をおこなう。</p>	表現の適正化
140	応急3-43	緊急輸送道路ネットワークとして	緊急輸送 (追加) ネットワークとして	語句整理

No.	ページ	新	旧	修正理由
141	応急3-43	<p>a 高速道路市域全線（<u>削除</u>）北陸及び磐越及び日東道）</p> <p>b 国道7号（新潟バイパス・新新バイパス含む）…起点（本町通7番町本町交差点）から聖籠町境までの間</p> <p>c 国道8号（新潟バイパス含む）…起点（本町通7番町本町交差点）から三条市境までの間</p> <p>d 国道49号…阿賀野市境から終点（明石2丁目栗の木橋交差点）までの間</p> <p>e 国道113号…起点（中央区万代3丁目（国道7号））から聖籠町境までの間</p> <p>f 国道116号…燕市境から終点（本町通7番町本町交差点）までの間</p> <p>g 県道新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田（新潟中央I.C.）から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、東区江口（新潟空港I.C.）から東区中郷屋までの間</p> <p>h 県道新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間</p> <p>i 県道新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間</p> <p>j 市道東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目（国道113号）までの間 （<u>削除</u>）</p> <p>k 県道新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで</p>	<p>a 高速道路市域全線（<u>関越、北陸及び磐越及び日東道</u>）</p> <p>b 国道7号（新潟バイパス・新新バイパス含む）…起点（本町通7番町永井電気（株）前）から聖籠町境までの間</p> <p>c 国道8号（新潟バイパス含む）…起点（本町通7番町永井電気（株）前）から三条市境までの間</p> <p>d 国道49号…阿賀野市境から終点（明石2丁目栗の木バイパス脇）までの間</p> <p>e 国道113号…起点（中央区万代3丁目（国道7号））から聖籠町境までの間</p> <p>f 国道116号…燕市境から終点（本町通7番町永井電気（株）前）までの間</p> <p>g <u>（追加）</u>新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田（新潟中央I.C.）から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、東区江口（新潟空港I.C.）から東区中郷屋までの間</p> <p>h <u>（追加）</u>新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間</p> <p>i <u>（追加）</u>新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間</p> <p>j <u>（追加）</u>東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目（国道113号）までの間</p> <p>k 国道113号（旧新潟村松三川線）…東区下山2丁目（国道113号）から東区津島屋8丁目までの間</p> <p>l <u>（追加）</u>新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・路線変更による修正 ・表現の適正化及び県道、市道の追記 ⇒資料編に移す
142	応急3-44	<p>a 緊急輸送道路啓開の実施体制 災害発生後、速やかに緊急輸送道路の調査を行い、<u>早期</u>に通行確保が必要な路線から啓開を実施する。</p>	<p>a 緊急輸送道路啓開の実施体制 災害発生後、速やかに緊急輸送道路の調査を行い、<u>通行</u>可能な路線から啓開を実施する。</p>	表現の適正化
143	応急3-49	<p>備蓄食料の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部事務局又は総務対策部総務班の準備する車両等で行う。</p>	<p>備蓄食料の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部総務班の準備する車両等で行う。</p>	表現の適正化
144	応急3-53	<p>備蓄品の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部事務局又は総務対策部総務班の準備する車両等で行う。</p>	<p>備蓄品の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部総務班の準備する車両等で行う。</p>	表現の適正化
145	応急3-58	<p>浄水場施設<u>6</u>か所</p> <p>合計30か所</p>	<p>浄水場施設<u>8</u>か所</p> <p>合計32か所</p>	浄水場廃止による統廃合
146	応急3-79	<p>(3) <u>臨時集積場の設置</u> ごみ集積場の被害または道路の被害等により収集が困難な場合は、避難所や公園等収集可能な場所に臨時集積場を設置する。</p>	<p>(3) <u>仮置場の確保</u> 道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、避難所や公園等を中心としたごみの仮置場を確保し、収集計画を策定する。</p>	環境部総務班マニュアルに準じて修正

No.	ページ	新	旧	修正理由
147	応急3-79	ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況、集積場等の被災状況及び避難所の開設状況を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。	ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況や集積場等の被災状況（追加）を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。	語句整理
148	応急3-83	(2) 応急仮設トイレ設置計画の策定 環境対策部環境総務班は把握した情報をもとに、応急仮設トイレ設置計画を策定する。 なお、計画策定にあたっては、マンホールトイレ設置状況を考慮する。	(2) 応急仮設トイレ設置計画の策定 環境対策部環境総務班は把握した情報をもとに、応急仮設トイレ設置計画を策定する。（追加）	実態に合わせた修正
149	応急3-92	新潟港港湾BCPに基づき、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び情報発信に努める。	(追加) 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握（追加）に努める。	新潟港港湾BCPに基づいた修正
150	応急3-97	6班体制	8班体制	組織改編によるもの
151	応急3-98	(1) 非常配備体制 災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、警戒配備及び非常配備に関する要綱に定められた配備内容、参集内容等に従う。	(1) 非常配備体制 災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、 <u>配備内容、参集内容等の非常配備体制</u> を定める	語句整理
152	応急3-98	ア 統括班 ・水道対策部の部内運営 ・水道対策部内及び市対策本部との情報収集、伝達、連絡調整 イ 総務・経理班 ・資機材（応急復旧用）、燃料（自家発、車両用、暖房用等）、職員用物資等の確保及び調達 ・応援水道事業体、水道ボランティアの受入れ準備 ・応援要請の対応 ・参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被災状況の把握 ・庁舎内の安全確保、被害状況の把握 ・マスコミ等への対応（電話、現地取材、HP掲載） ウ 給水班 ・応急給水資材の確認と準備 ・運搬給水場所の状況把握（削除）	ア 情報・総務班 ・水道対策部の部内運営 ・水道対策部内及び市対策本部との情報収集、伝達、連絡調整 ・応援要請の対応 ・参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被害状況の把握 ・各種情報収集、伝達、連絡調整 ・庁舎内の安全確保、被害状況の把握 ・マスコミへの対応（電話、現地取材、HP掲載） イ 経理班 ・応急復旧資機材、燃料（自家発、車両用、暖房用等）、職員用物資等の確保及び調達 ・水道ボランティアの受入れ ウ 給水班 ・応急給水資材の確認と準備 ・運搬給水場所の状況把握、集計	組織改正，対策班編成の変更

No.	ページ	新	旧	修正理由
153	応急3-98	<p><u>エ 管路班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水管、配水管幹線の被害状況の把握 ・漏水等による二次災害防止のための応急措置 <p><u>オ 浄水班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況の把握 ・施設関係の二次災害防止のための応急措置 ・配水池等の保有水量の確保 ・通信連絡機能の確保 ・浄水場及び配水場の点検 <p><u>カ 水質班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水場の点検 ・その他の点検 <p><u>キ 事業所班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質管理センター（建屋・測定機器・薬品類）の被害状況の把握 ・応急給水用飲料水の水質管理（削除） 	<p><u>エ 管路班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・導水管、送水管、配水管幹線の被害状況の把握、集計 <p><u>オ 浄水班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水場、浄水場、配水場等の主要施設の点検と被害状況の把握 ・通信連絡機能の確保 ・配水池等の保有水量の確保 ・施設関係の二次災害防止のための応急措置 <p><u>カ 水質班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質管理センター（建屋、測定機器、薬品類）の被害状況の把握 ・応急給水用飲料水の水質管理 <p><u>キ 事業所班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急緊急給水資材の準備 ・運搬給水場所の状況把握 ・送水管、配水管幹線の被害状況の把握 ・漏水等による二次災害防止のための応急措置 	組織改正，対策班編成の変更
154	応急3-105	<p>(4) 車両・燃料等の調達 …また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業者等に緊急手配等の要請を行う。</p>	<p>(4) 車両・燃料等の調達 …また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。</p>	語句整理
155	応急3-106	<p>(1) 広報の流れ ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は統括班が行う。 イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務・経理班（広報担当）が行う。</p>	<p>(1) 広報の流れ ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は情報・総務班が行う。 イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は情報・総務班（広報担当）が行う。</p> <p>広報フロー図 参照</p>	組織改編によるもの

No.	ページ	新	旧	修正理由
156	応急3-110			実態に合わせた修正
157	応急3-110	(大淵・西野(削除)・両川・曾野木(削除)・横戸処理区)	(大淵・西野・西山・江口・両川・曾野木・西島・横戸処理区)	農業集落排水施設から公共下水道施設への編入によるもの
158	応急3-119	(ア)教職員の対応 避難所を開設した場合、あらかじめ指名された教職員は、直ちに勤務校に参集する。(削除)	(ア)教職員の対応 避難所を開設した場合、あらかじめ指名された教職員は、直ちに勤務校に参集する。ただし、交通事情等により勤務校に参集できない教職員は、可能な学校に参集する。	応急対策マニュアルに準じた修正
159	応急3-134	新潟県より土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合や土砂災害が発生した場合に、	土砂災害警戒基準雨量を超えた場合や土砂災害が発生した場合に、	新潟市避難勧告等判断伝達マニュアル(案) ver.1.2に整合させるため
160	応急4-1	(2)地震・津波の警報等の種類 気象庁及び新潟地方気象台が発表する警報・注意報は次のとおり。 ア 大津波警報・津波警報・注意報 発表される津波の高さ 巨大地震の場合の発表	(2)地震・津波の警報等の種類 気象庁及び新潟地方気象台が発表する警報・注意報は次のとおり。 ア 大津波警報・津波警報・注意報 発表される津波の高さ 定性的表現での発表	表現の適正化
161	応急4-2	イ 津波情報 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合には、以下の内容が発表される。	イ 津波情報 (追加)津波警報・注意報を発表した場合には、以下の内容が発表される。	語句整理
162	応急4-4	地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	語句整理

No.	ページ	新	旧	修正理由
163	応急4-4	(1) 海面監視 津波注意報が発表されたときに実施する。なお、 <u>大津波警報・津波警報</u> が発表された場合は海面監視を実施しない。 (2) 監視パトロール 津波の襲来が予想される場合や <u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u> が発表された場合、	(1) 海面監視 津波注意報が発表されたときに実施する。なお、 <u>津波警報（津波、大津波）</u> が発表された場合は海面監視を実施しない。 (2) 監視パトロール 津波の襲来が予想される場合や <u>津波注意報・警報</u> が発表された場合、	表現の適正化
164	応急4-4	この場合において、市長がこれを受けた場合は知事（危機対策課）及び新潟地方気象台へ、警察官又は海上保安官がこれを受けた場合	この場合において、市長がこれを受けた場合は知事（危機対策課）及び新潟地方気象台へ、警察官又は新潟地方気象台がこれを受けた場合	誤記修正
165	応急4-5	3 沿岸住民等への情報伝達 災害対策本部事務局、消防対策部及び関係する各区本部は、 <u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u> の発表と同時に	3 沿岸住民等への情報伝達 災害対策本部事務局、消防対策部及び関係する各区本部は、 <u>津波警報・注意報</u> の発表と同時に、	表現の適正化
166	応急4-6	イ防災関係機関への・・・	ウ防災関係機関への・・・	誤記修正
167	応急4-6	第3部第2章第4節「避難及び避難所計画」に準じることとする。	第3部第2章第4節「避難及び避難 <u>（追加）</u> 計画」に準じることとする。	誤記修正
168	復旧1-1	・死亡した者の遺族 ・配偶者 ・子 ・父母 ・孫 ・祖父母 <u>上記の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</u>	・死亡した者の遺族 ・配偶者 ・子 ・父母 ・孫 ・祖父母 <u>（追加）</u>	平成23年7月29日の法改正に基づいた修正
169	復旧1-9	被災した国民年金第1号被保険者が、災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にある場合は、 <u>申請をすることにより免除の承認を受けられる場合がある。（承認は日本年金機構で行う。）</u>	被災した年金加入者又はその世帯員が、災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、 <u>（追加）納付することが困難な事情にある場合は、その者の申請に基づき免除の措置を講ずることができる。</u>	表現の適正化
170	復旧1-15	（大淵・西野 <u>（削除）</u> ・両川・曾野木 <u>（削除）</u> ・横戸処理区）	（大淵・西野・西山・江口・両川・曾野木・西島・横戸処理区）	農業集落排水施設から公共下水道施設への編入によるもの
171	復旧1-17	<u>（削除）</u>	イ 港湾施設	表現の適正化

No.	ページ	新	旧	修正理由
172	施設1-1	(1) 防災訓練の実施 (削除) 従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、非常災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。	(1) 防災訓練の実施 震災などを意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、 (追加) 災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。	表現の適正化
173	施設1-1	(2) 電力設備の非常災害予防措置 (削除) ア 電力設備の安全化対策 電力施設は、下記の対策を講ずる。	(2) 電力設備の(追加) 災害予防措置に関する事項 ア 電力設備の安全化対策 電力施設は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、設備ごとに安全性に関し十分な分析を行うとともに、従来の経験や地域特性等を踏まえ万全の予防措置を講ずる。	東北電力内の計画に基づいた修正
174	施設1-1	(ア) 火力発電設備 機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。	(ア) 火力発電設備 発電用火力設備に関する技術基準等に基づき耐震設計を行う。	〃
175	施設1-1	(イ) 送電設備 a 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 b 地中電線路 終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。 洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等、耐震性を配慮した設計とする。	(イ) 送電設備 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。	〃
176	施設1-1	(ウ) 変電設備 機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準、耐震設計指針に基づいて行う。建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。	(ウ) 変電設備 変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。	〃

No.	ページ	新	旧	修正理由
177	施設1-1	<p>(エ) 配電設備 a 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 また、液状化地域等における根かせの施設、不均衡張力を極力回避するなど、耐震性向上を考慮した設計とする。</p> <p>b 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等、耐震性を配慮した設計とする。</p>	<p>(エ) 配電設備 電気設備に関する技術基準等に基づき耐震設計を行うとともに、軟弱地盤については支持物の補強を行う。</p>	''
178	施設1-1	<p>(オ) 通信設備 通信設備については、「電力保安通信規程」に基づいて耐震設計を行う。</p>	<p>(オ) 通信設備 電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う。</p>	''
179	施設1-9	<p>(イ) 動員体制 防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、新潟県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、発令をまたず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出勤する。また、被害が甚大で(追加)早期復旧が困難な場合は、他事業所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。</p>	<p>(イ) 動員体制 対策本部(連絡室)の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を編成する。 また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。</p>	''
180	施設1-9	<p>ア 電力供給施設応急対策フロー図 被害情報の収集・把握 危険予防措置の実施</p>	<p>ア 電力供給施設応急対策フロー図 被害状況の収集・把握 危険予知措置の実施</p>	表現の適正化
181	施設1-9	<p>イ 復旧活動体制(削除) (ア) 防災体制 非常事態に対処するため、下表の防災区分により防災体制を設置する。</p> <p>(削除)</p>	<p>イ 復旧活動体制の組織 (ア) 防災体制 東北電力は、災害が発生した時は非常災害対策本部(第1非常体制の場合は連絡室)を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。 防災体制表</p>	東北電力内の計画に基づいた修正

No.	ページ	新	旧	修正理由
182	施設1-10	<p>(ウ) 通信の確保 <u>(削除)</u> 防災体制を発令した場合、速やかに関係事業所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>(エ) 被害状況の把握と情報連絡体制 <u>(削除)</u> 各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。</p>	<p>(ウ) 通信の確保 対策本部（連絡室）は防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>(エ) 被害状況の把握と情報連絡体制 各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。</p>	''
183	施設1-10	<p>ウ 応急対策</p> <p>(ア) 復旧資材の確保 a <u>(削除)</u> 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。 b 非常災害対策用資機材の輸送が、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。 c 非常災害時において復旧資機材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、<u>あらかじめ調査していた用地をこれにあてるが、</u>困難な場合は、市の災害対策本部に要請して確保する。</p>	<p>ウ 応急対策</p> <p>(ア) 復旧資材の確保 a 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。 b <u>(追加)</u> 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。 C <u>(追加)</u> 災害時において復旧資機材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、<u>並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、</u>市の災害対策本部に要請して確保する。</p>	''
184	施設1-10	<p>(イ) 非常災害時における危険予防措置 非常災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 電力の融通 各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。</p> <p>(エ) 応急<u>(削除)</u> 工事 非常災害時における応急<u>(削除)</u> 工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、<u>(削除)</u> 的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。</p>	<p>(イ) <u>(追加)</u> 災害時における危険予防措置 <u>(追加)</u> 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 電力の融通 各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。</p> <p>(エ) 応急復旧工事 <u>(追加)</u> 災害時における応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度 <u>(追加)</u> を勘案して迅速、<u>かつ</u> 的確に実施する。緊急 <u>(追加)</u> を要する箇所は、<u>(追加)</u> 電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。</p>	''

No.	ページ	新	旧	修正理由
185	施設1-10	<p>(2) 復旧計画 復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。</p> <p>(3) 広報活動 停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。</p> <p>(4) 広域応援体制</p>	<p>(2) 災害復旧対策 復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。</p> <p>ア 広報活動の実施 停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車、及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。また、CATV局及びコミュニティFM局等に、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。</p> <p>イ 広域応援体制</p>	〃
186	施設1-2	<p>(3) 非常災害対策用資機材等の確保 ア 非常災害対策用資機材等の確保及び整備 平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、非常災害対策用資機材等の輸送計画を策定し、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>イ 非常災害復旧用施設及び設備の整備 非常災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。</p>	<p>(3) (追加) 災害対策用資機材等の確保 ア (追加) 災害対策用資機材等の確保及び整備 震災時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。 また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。</p> <p>イ (追加) 災害復旧用施設及び設備の整備 (追加) 災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。</p>	〃
187	施設2-1	<p>(1) 防災訓練の実施 (削除) 従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、非常災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。 また、市が実施する防災訓練へ積極的に参加する。</p> <p>(2) 電力設備の非常災害予防措置</p>	<p>(1) 防災訓練の実施 風水害等の被害を想定し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、(追加) 災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。 また、市が実施する防災訓練へ積極的に参加する。</p> <p>(2) 電力設備の(追加) 災害予防措置に関する事項</p>	〃
188	施設2-1	<p>(3) 非常災害対策用資機材等の確保 ア 非常災害対策用資器材等の確保及び整備 平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、非常災害対策用資機材等の輸送計画を策定し、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>イ 非常災害復旧用施設及び設備の整備 非常災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。</p>	<p>(3) (追加) 災害対策用資機材等の確保 ア (追加) 災害対策用資器材等の確保及び整備 平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、非常災害対策用資機材等の輸送計画を策定し、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>イ (追加) 災害復旧用施設及び設備の整備 (追加) 災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。</p>	〃

No.	ページ	新	旧	修正理由
189	施設2-7	<p>(イ) 動員体制 <u>防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。</u> また、被害が甚大で早期復旧が困難な場合は、他事業所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。</p>	<p>(イ) 動員体制 <u>対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。</u> また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。</p>	''
190	施設2-7	<p>ア 電力供給施設応急対策フロー図 被害情報の収集・把握 危険予防措置の実施</p>	<p>ア 電力供給施設応急対策フロー図 被害状況の収集・把握 危険予知措置の実施</p>	表現の適正化
191	施設2-7	<p>イ 復旧活動体制 <u>(削除)</u> (ア) 防災体制 <u>非常事態に対処するため、下表の防災区分により防災体制を設置する。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>イ 復旧活動体制の組織 (ア) 防災体制 東北電力は、災害が発生した時は非常災害対策本部（第1非常体制の場合は連絡室）を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。 <u>防災体制表</u></p>	東北電力内の計画に基づいた修正
192	施設2-8	<p>(ウ) 通信の確保 <u>(削除)</u> 防災体制を発令した場合、速やかに関係事業所間に非常災害用電話回線を構成する。 (エ) 被害状況の把握と情報連絡体制 <u>(削除)</u> 各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。</p>	<p>(ウ) 通信の確保 <u>対策本部（連絡室）</u>は防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。 (エ) 被害状況の把握と情報連絡体制 各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。</p>	''

No.	ページ	新	旧	修正理由
193	施設2-8	<p>ウ 応急対策 (ア) 復旧資材の確保 a (削除) 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。 b 非常災害対策用資機材の輸送が、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。 c 非常災害時において復旧資機材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、あらかじめ調査していた用地をこれにあてて、困難な場合は、市の災害対策本部に要請して確保する。</p>	<p>ウ 応急対策 (ア) 復旧資材の確保 a 対策本部(連絡室)班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。 b (追加) 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。 c (追加) 災害時において復旧資機材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、市の災害対策本部に要請して確保する。</p>	〃
194	施設2-8	<p>(イ) 非常災害時における危険予防措置 非常災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。 (ウ) 電力の融通 各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。 (エ) 応急(削除)工事 非常災害時における応急(削除)工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、(削除)的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。</p>	<p>(イ) (追加) 災害時における危険予防措置 (追加) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。 (ウ) 電力の融通 各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。 (エ) 応急復旧工事 (追加) 災害時における応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度(追加)を勘案して迅速、かつ的確に実施する。緊急(追加)を要する箇所は、(追加)電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。</p>	〃
195	施設2-8	<p>(2) 復旧計画 復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。 (3) 広報活動 停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。 (4) 広域応援体制</p>	<p>(2) 災害復旧対策 復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。 ア 広報活動の実施 停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車、及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。また、CATV局及びコミュニティーFM局等に、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。 イ 広域応援体制</p>	〃

No.	ページ	新	旧	修正理由
196	事故1-1 から 事故1-55	【事故災害対策計画】	【都市災害対策計画】	昨年度改訂の修正漏れ
197	事故1-17	(削除)	新潟空港消防救難隊	表現の適正化
198	事故1-17	半径9kmの円内の範囲で空港内を除く区域をいう。	半径9kmの円内の範囲(追加)をいう。	表現の適正化
199	事故1-18	新潟空港現地合同対策本部 新潟空港消防救難隊 (<u>空港関連企業</u>) 空港事務所1階の危機管理室に現地合同対策本部を設置する。	新潟空港現地合同指揮本部 新潟空港消防救難隊 (<u>航空会社等協力団体</u>) 空港事務所2階の空港長室に現地合同指揮本部を設置する	新潟空港緊急計画(新総第94号 平成23年6月16日改正)に基づいた修正
200	事故1-19	現地合同対策本部 ・医師会担当者 ・ <u>第九管区海上保安本部担当者</u> ・航空自衛隊 ・事故航空会社代表 ・新潟空港事務所職員 ・ <u>日赤新潟県支部担当者</u> ・新潟空港事務所職員 ・ <u>日赤新潟県支部支部長</u> 現地合同対策本部長	現地合同指揮本部 ・医師会担当者 (<u>追加</u>) ・航空自衛隊 ・事故航空会社社長 ・新潟空港事務所職員 (<u>追加</u>) ・新潟空港事務所職員 (<u>追加</u>) 現地合同指揮本部長	新潟空港緊急計画(新総第94号 平成23年6月16日改正)に基づいた修正

No.	ページ	新	旧	修正理由			
201	事故1-20	<p>適切な消火救難活動並びに救急医療活動を行う。</p> <p>関係航空会社、日赤</p> <p>関係航空会社、日赤</p> <p>新潟空港消火救難隊、自衛隊</p> <p>新潟空港消火救難隊、日赤、新潟DMAT</p> <p>(削除)</p> <p>新潟市民病院、日赤</p> <p>適切な消火救難活動並びに救急医療活動を行う。</p>	<p>適切な救急・救助活動を行う。</p> <p>関係航空会社 (追加)</p> <p>関係航空会社 (追加)</p> <p>新潟空港消火救難隊 (追加)</p> <p>新潟空港消火救難隊 (追加)</p> <p>自衛隊</p> <p>新潟市民病院 (追加)</p> <p>適切な救急救助活動を行う。</p>	新潟空港緊急計画（新総第94号 平成23年6月16日改正）に基づいた修正			
202	事故1-27	(一社)新潟市建設業協会等は、災害の発生に・・・	(社)新潟市建設業協会等は、災害の発生に・・・	時点修正			
203	事故1-23	(伝達系統図) 新潟市危機管理防災局	(伝達系統図) 新潟市危機管理防災課	過去の修正漏れ			
204	事故1-38	原子力事業者である東京電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）	原子力事業者となる東京電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正			
205	事故1-38	<p>発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、避難指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30キロメートル圏外への避難を実施する。</p> <p>また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。</p> <p>また、即時退避が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。</p>	<p>あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30キロメートル圏外への避難を実施する</p>	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正			
		<table border="1"> <tr> <td>即時避難区域(PAZ)</td> </tr> <tr> <td>柏崎市の一部</td> </tr> <tr> <td>刈羽村</td> </tr> </table>	即時避難区域(PAZ)	柏崎市の一部	刈羽村		
即時避難区域(PAZ)							
柏崎市の一部							
刈羽村							

即時避難区域(PAZ)

柏崎市の一部

刈羽村

No.	ページ	新	旧	修正理由									
206	事故1-38	<p>空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p> <table border="1"><tr><td>避難準備区域 (UPZ)</td></tr><tr><td>柏崎市の一部</td></tr><tr><td>長岡市の一部</td></tr><tr><td>小千谷市</td></tr><tr><td>十日町市の一部</td></tr><tr><td>見附市</td></tr><tr><td>燕市の一部</td></tr><tr><td>上越市の一部</td></tr><tr><td>出雲崎町</td></tr></table>	避難準備区域 (UPZ)	柏崎市の一部	長岡市の一部	小千谷市	十日町市の一部	見附市	燕市の一部	上越市の一部	出雲崎町	<p>基本的には、計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径概ね30キロメートル圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>	<p>国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正</p>
避難準備区域 (UPZ)													
柏崎市の一部													
長岡市の一部													
小千谷市													
十日町市の一部													
見附市													
燕市の一部													
上越市の一部													
出雲崎町													
207	事故1-38	<p>環境放射線モニタリングの結果のほか</p>	<p>計測可能な判断基準のほか</p>	<p>国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正</p>									
208	事故1-39	<p>発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。</p>	<p>計画の基礎とするべき災害は、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定する。 また、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故（以下「未満事象」という。）においても、県及び関係機関と連携し、対応する。</p>	<p>国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正</p>									

No.	ページ	新	旧	修正理由
209	事故1-39	<p>(3) 発電所の状態に基づく緊急事態区分</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。</p> <p>このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p>ウ 全面緊急事態</p> <p>発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p> <p>(以降、項番送る)</p>	(新規)	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正
210	事故1-42	市は、発電所等において警戒事態が発生し、	市は、発電所等において未満事象が発生し、	
211	事故1-42	市は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。	市は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）発生の通報を受けた場合、又は、特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障（以下「特定事象に先行する事象」という。）の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正

No.	ページ	新	旧	修正理由																		
212	事故1-45	<p style="text-align: center;">本部等設置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>設置基準</th> <th>活動体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号又は2号配備</td> <td>1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>3号又は4号配備</td> <td>1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	設置基準	活動体制	1号又は2号配備	1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部	3号又は4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部	<p style="text-align: center;">本部等設置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>設置基準</th> <th>活動体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号又は2号配備</td> <td>1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>3号又は4号配備</td> <td>1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	設置基準	活動体制	1号又は2号配備	1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部	3号又は4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正
配備区分	設置基準	活動体制																				
1号又は2号配備	1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部																				
3号又は4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部																				
配備区分	設置基準	活動体制																				
1号又は2号配備	1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部																				
3号又は4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部																				
213	事故1-48	これらの屋内退避・避難等の措置についての基準となるEALは今後具体的に原子力事業者が定めることとなっている。また、OILは今後国等における検討状況によるものとする。	これらの屋内退避・避難等の措置についての基準は、国が定めるところによる。	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正																		
214	事故1-48	市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、国・県からの放射性物質の拡散予想、当日の気象条件等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的にはEALの考え方及び計測可能な判断基準に基づいて実施する。	市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、国・県からの放射性物質の拡散予想、当日の気象条件等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施する。	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正																		
215	事故1-51	市は、県、関係機関、運送事業者等と協力し、 <u>屋内退避・避難者</u> 向けの生活支援に努める。	市は、県、関係機関、運送事業者等と協力し、被災者向けの生活支援に努める。	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正																		
216	事故1-51	市は、県と協力し、 <u>屋内退避・避難者</u> に対して、物資の供給場所、供給時間等を広報し、円滑な供給を行う。	市は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を広報し、円滑な供給を行う。	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正																		

3. 資料編修正

No	ページ	新	旧	修正理由
1	資料編 目次	(削除)	表2-1-3-2 防災訓練時の資機材の整備・・・図表2-2	実態に即して修正
2	資料編 目次	16 災害時応援協定一覧	16 災害時における相互援助協定一覧	表現の適正化
3	資料編 目次	第3章 風水害応急対策計画 表3-3-1-1 防災気象情報の発表基準・・・図表3-57 表3-3-1-2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図・・・図表3-60	第3章 風水害応急対策計画 表3-3-1-1 防災気象情報の発表基準・・・図表3-57 表3-3-1-2 気象注意報・警報の伝達系統図・・・図表3-60	表現の適正化
4	資料2-3	第一号委員 関東財務局新潟財務事務所 電話 025-281-7501	第一号委員 関東財務局新潟財務事務所 電話 025-229-2631	H24.4に現在地に移転したことに伴い修正
5	資料2-3	取締役放送企画本部長	新潟市防災会議委員 第7号委員 株式会社新潟総合テレビ 取締役放送推進本部長	時点修正
6	資料2-4	(表の太線の修正)		体裁調整
7	資料2-5	調査課長	調査・品質確保課長	時点修正
8	資料2-5	025-222-0653	新潟市防災会議幹事 東北電力株式会社新潟営業所 025-223-3141	時点修正
9	資料2-5	経営企画部長	経営企画室長	語句修正
10	資料4-6	経済部 観光・国際交流部	経済・国際部 経済・国際部	平成26年4月1日組織改正による
11	資料4-11	経済部 観光・国際交流部	経済・国際部 経済・国際部	平成26年4月1日組織改正による

No	ページ	新	旧	修正理由																																													
12	資料4-13	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>1 福祉対策部の協力 (特に避難所対策)に関する こと</td> <td>1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関する こと</td> </tr> <tr> <td>○税制課</td> <td></td> <td>2 一般住家世帯に関する被災証明 発行事務の統括に関する こと</td> </tr> <tr> <td>資産評価課</td> <td>2 市民生活対策部の 協力(特に食糧・ 物資対策)に関す ること</td> <td>3 小災害見舞金、義 援金の配布の統括に 関すること</td> </tr> <tr> <td>債権管理課</td> <td></td> <td>4 市税の災害減免 等の指導に関する こと</td> </tr> <tr> <td>市民税課※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産税課※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税課※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 区本部調査班 の職員を除く</td> <td>3 区本部調査班の 応援に関する こと</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	班名	初動対応期	応急復旧期	調査班	1 福祉対策部の協力 (特に避難所対策)に関する こと	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関する こと	○税制課		2 一般住家世帯に関する被災証明 発行事務の統括に関する こと	資産評価課	2 市民生活対策部の 協力(特に食糧・ 物資対策)に関す ること	3 小災害見舞金、義 援金の配布の統括に 関すること	債権管理課		4 市税の災害減免 等の指導に関する こと	市民税課※			資産税課※			納税課※			※ 区本部調査班 の職員を除く	3 区本部調査班の 応援に関する こと		<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>1 福祉対策部の 協力(特に避 難所対策)に 関すること</td> <td>1 一般住家の被害調 査及び被災者台帳作 成事務の統括に 関すること</td> </tr> <tr> <td>○税制課</td> <td></td> <td>2 一般住家世帯に 関する被災証明 発行事務の統括に 関すること</td> </tr> <tr> <td>資産税課</td> <td>2 市民生活対策 部の協力(特 に食糧・物資 対策)に関す ること</td> <td>3 小災害見舞金、義 援金の配布の統括に 関すること</td> </tr> <tr> <td>納税課</td> <td></td> <td>4 税金の災害減免等 の指導に関する こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	班名	初動対応期	応急復旧期	調査班	1 福祉対策部の 協力(特に避 難所対策)に 関すること	1 一般住家の被害調 査及び被災者台帳作 成事務の統括に 関すること	○税制課		2 一般住家世帯に 関する被災証明 発行事務の統括に 関すること	資産税課	2 市民生活対策 部の協力(特 に食糧・物資 対策)に関す ること	3 小災害見舞金、義 援金の配布の統括に 関すること	納税課		4 税金の災害減免等 の指導に関する こと			(追加)	・H26.11.1改正「新潟市災害対策本部規程」に基づく修正
班名	初動対応期	応急復旧期																																															
調査班	1 福祉対策部の協力 (特に避難所対策)に関する こと	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関する こと																																															
○税制課		2 一般住家世帯に関する被災証明 発行事務の統括に関する こと																																															
資産評価課	2 市民生活対策部の 協力(特に食糧・ 物資対策)に関す ること	3 小災害見舞金、義 援金の配布の統括に 関すること																																															
債権管理課		4 市税の災害減免 等の指導に関する こと																																															
市民税課※																																																	
資産税課※																																																	
納税課※																																																	
※ 区本部調査班 の職員を除く	3 区本部調査班の 応援に関する こと																																																
班名	初動対応期	応急復旧期																																															
調査班	1 福祉対策部の 協力(特に避 難所対策)に 関すること	1 一般住家の被害調 査及び被災者台帳作 成事務の統括に 関すること																																															
○税制課		2 一般住家世帯に 関する被災証明 発行事務の統括に 関すること																																															
資産税課	2 市民生活対策 部の協力(特 に食糧・物資 対策)に関す ること	3 小災害見舞金、義 援金の配布の統括に 関すること																																															
納税課		4 税金の災害減免等 の指導に関する こと																																															
		(追加)																																															
13	資料4-15	【別紙2】に差し替え	水道対策部 班名、分掌事務	組織改正による修正																																													
14	資料4-20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する こと</td> </tr> <tr> <td>○市民税課※1※2 (○各税務センター※1)</td> <td>2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に 関すること</td> </tr> <tr> <td>資産税課 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1)</td> <td>3 小災害見舞金、義援金の配 布に関する こと</td> </tr> <tr> <td>納税課※1※3</td> <td>4 市税の災害減 免等の指導に 関すること</td> </tr> <tr> <td>※1 市民税課は一部で中央区を所管。 各税務センターは所在する区を 所管。資産税第1分室は北区、江 南区、秋葉区を所管。資産税第2 分室は南区、西蒲区を所管。納税 課は一部で東区、南区、西区、西 蒲区を所管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※2 班長は課長補佐</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※3 副班長は置かない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	班名	応急復旧期	調査班	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する こと	○市民税課※1※2 (○各税務センター※1)	2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に 関すること	資産税課 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1)	3 小災害見舞金、義援金の配 布に関する こと	納税課※1※3	4 市税の災害減 免等の指導に 関すること	※1 市民税課は一部で中央区を所管。 各税務センターは所在する区を 所管。資産税第1分室は北区、江 南区、秋葉区を所管。資産税第2 分室は南区、西蒲区を所管。納税 課は一部で東区、南区、西区、西 蒲区を所管		※2 班長は課長補佐		※3 副班長は置かない		<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査班</td> <td>1 一般住家の被害調 査及び被災者台帳の 作成に関する こと</td> </tr> <tr> <td>○税務課</td> <td>2 一般住家世帯に 関する被災証明の発行 に関する こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 小災害見舞金、義援 金の配布に関する こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 税金の災害減免等 の指導に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	班名	応急復旧期	調査班	1 一般住家の被害調 査及び被災者台帳の 作成に関する こと	○税務課	2 一般住家世帯に 関する被災証明の発行 に関する こと		3 小災害見舞金、義援 金の配布に関する こと		4 税金の災害減免等 の指導に関する こと	・H26.11.1改正「新潟市災害対策本部規程」に基づく修正																			
班名	応急復旧期																																																
調査班	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関する こと																																																
○市民税課※1※2 (○各税務センター※1)	2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に 関すること																																																
資産税課 (資産税第1分室※1) (資産税第2分室※1)	3 小災害見舞金、義援金の配 布に関する こと																																																
納税課※1※3	4 市税の災害減 免等の指導に 関すること																																																
※1 市民税課は一部で中央区を所管。 各税務センターは所在する区を 所管。資産税第1分室は北区、江 南区、秋葉区を所管。資産税第2 分室は南区、西蒲区を所管。納税 課は一部で東区、南区、西区、西 蒲区を所管																																																	
※2 班長は課長補佐																																																	
※3 副班長は置かない																																																	
班名	応急復旧期																																																
調査班	1 一般住家の被害調 査及び被災者台帳の 作成に関する こと																																																
○税務課	2 一般住家世帯に 関する被災証明の発行 に関する こと																																																
	3 小災害見舞金、義援 金の配布に関する こと																																																
	4 税金の災害減免等 の指導に関する こと																																																
15	資料5-1	・ ・ された場合又は土砂災害前ぶれ・ ・ ・	別表1 2号配備欄の3 ・ ・ された場合及び土砂災害前ぶれ・ ・ ・	表現の適正化																																													

No	ページ	新	旧	修正理由																																
16	資料16-1 ~16-4	16 災害時応援協定一覧 (平成26年度時点の協定締結状況)	16 災害時における相互援助協定一覧 (平成25年度時点の協定締結状況)	時点修正																																
17	資料16-3	災害時における施設への避難者の受け入れに関する協定の追加 ・学校法人 ノートルダム新潟清心学園 (乳幼児のいる女性等の寄宿舎等への受け入れ協定) ・新潟日報社黒埼本社(避難者の受け入れ協定) ・JA新潟みらい(避難者の受け入れ協定)	(追加)	施設追加																																
18	資料16-3	区分: ごみ収集 名称: 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書 協定団体名: 新潟市清掃委託連絡会	(追加)	H25.6.7締結にともなう修正																																
19	図表1-2	表1-1-3-2 過去10年間の観測値 観測地点名: 新潟地方気象台 【別紙3】に差し替え	表1-1-3-2 過去10年間の観測値 観測地点名: 新潟地方気象台 (表省略)	最新10年分に更新。 平成15年観測値を削除し、平成25年観測値を追加。																																
20	図表1-5	表1-1-4-1 過去に発生した主な地震 【別紙4】に差し替え	表1-1-4-1 過去に発生した主な地震	2014年11月現在確認できる最新版の資料で確認し修正																																
21	図表2-2	(削除)	表2-1-3-2 防災訓練時の資機材の整備	実態に即して修正																																
22	図表2-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置局</th> <th>屋外子局数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所</td> <td>69局</td> </tr> <tr> <td>南区役所</td> <td>33局</td> </tr> <tr> <td>岩室出張所</td> <td>41局</td> </tr> <tr> <td>味方出張所</td> <td>11局</td> </tr> <tr> <td>潟東出張所</td> <td>15局</td> </tr> <tr> <td>月潟出張所</td> <td>6局</td> </tr> <tr> <td>中之口出張所</td> <td>11局</td> </tr> </tbody> </table>	設置局	屋外子局数	市役所	69局	南区役所	33局	岩室出張所	41局	味方出張所	11局	潟東出張所	15局	月潟出張所	6局	中之口出張所	11局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置局</th> <th>屋外子局数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所</td> <td>87局</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>岩室出張所</td> <td>40局</td> </tr> <tr> <td>味方出張所</td> <td>11局</td> </tr> <tr> <td>潟東出張所</td> <td>15局</td> </tr> <tr> <td>月潟出張所</td> <td>6局</td> </tr> <tr> <td>中之口出張所</td> <td>11局</td> </tr> </tbody> </table>	設置局	屋外子局数	市役所	87局	(追加)	(追加)	岩室出張所	40局	味方出張所	11局	潟東出張所	15局	月潟出張所	6局	中之口出張所	11局	設置局追加及び時点修正
設置局	屋外子局数																																			
市役所	69局																																			
南区役所	33局																																			
岩室出張所	41局																																			
味方出張所	11局																																			
潟東出張所	15局																																			
月潟出張所	6局																																			
中之口出張所	11局																																			
設置局	屋外子局数																																			
市役所	87局																																			
(追加)	(追加)																																			
岩室出張所	40局																																			
味方出張所	11局																																			
潟東出張所	15局																																			
月潟出張所	6局																																			
中之口出張所	11局																																			
23	図表2-5	表2-1-9-4 消防無線 【別紙5】に差し替え	表2-1-9-4 消防無線	時点修正																																
24	図表2-8	図2-1-10-1 新潟市消防局現勢分布 【別紙6】に差し替え	図2-1-10-1 新潟市消防局現勢分布	時点修正																																

No	ページ	新	旧	修正理由
25	図表2-10	図2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布 (表中 消防車両等) 秋葉方面隊 小型動力ポンプ積載車 <u>52</u> (表中 人員) 北方面隊 <u>708</u> 東方面隊 <u>328</u> 中央方面隊 <u>412</u> 江南方面隊 <u>829</u> 秋葉方面隊 <u>584</u> 南方面隊 <u>808</u> 西方面隊 <u>1,086</u> 西蒲方面隊 <u>1,261</u> 合計 <u>6,019</u>	図2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布 (表中 消防車両等) 秋葉方面隊 小型動力ポンプ積載車 <u>49</u> (表中 人員) 北方面隊 <u>703</u> 東方面隊 <u>335</u> 中央方面隊 <u>429</u> 江南方面隊 <u>803</u> 秋葉方面隊 <u>589</u> 南方面隊 <u>780</u> 西方面隊 <u>1,100</u> 西蒲方面隊 <u>1,272</u> 合計 <u>6,014</u>	時点修正
26	図表2-14	表2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況 【別紙7】に差し替え	表2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況	時点修正
27	図表2-15	(平成26年度時点の備蓄拠点情報及び備蓄物資情報)	(平成25年度時点の備蓄拠点情報及び備蓄物資情報)	時点修正 (備蓄目標量は、避難所数369→367に伴う修正)
28	図表2-19	白新町1丁目9番7号 ほうせい園 葛塚618番地	嘉山2丁目2番2号 テイサ・ヒスセンター-ほうせい園 葛塚字正尺618番地	誤りの修正
29	図表2-21	(削除)	石山荘 石山2丁目2番1号	施設廃止
30	図表2-33	土砂災害警戒区域等	土砂災害危険箇所	表現の適正化
31	図表2-33	(指定済み2カ所の追記(高森、城山))	(追加)	時点修正
32	図表2-42	葛塚コミュニティセンター 025-384-6077	豊栄地区ふれあいセンター 025-387-5965	施設名の変更に伴う修正

No	ページ	新	旧	修正理由																																														
33	図表2-45	<p>新潟北高等学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">洪水時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>1,623</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,623</td> </tr> </tbody> </table> <p>新潟東高等学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震時</th> <th colspan="2">洪水時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,834</td> <td rowspan="2">○</td> <td>全館可</td> </tr> <tr> <td>917</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,631</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,631</td> </tr> </tbody> </table>	洪水時			○	2階以上	1,623			1,623	地震時	洪水時		1,834	○	全館可	917				1,631			1,631	<p>新潟北高等学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">洪水時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>1,556</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,556</td> </tr> </tbody> </table> <p>新潟東高等学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震時</th> <th colspan="2">洪水時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,160</td> <td rowspan="2">○</td> <td>大体育館</td> </tr> <tr> <td>580</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,160</td> </tr> </tbody> </table>	洪水時			○	2階以上	1,556			1,556	地震時	洪水時		1,160	○	大体育館	580				1,160			1,160	施設との協議により、避難可能場所及び避難可能面積を訂正
洪水時																																																		
○	2階以上	1,623																																																
		1,623																																																
地震時	洪水時																																																	
1,834	○	全館可																																																
917																																																		
		1,631																																																
		1,631																																																
洪水時																																																		
○	2階以上	1,556																																																
		1,556																																																
地震時	洪水時																																																	
1,160	○	大体育館																																																
580																																																		
		1,160																																																
		1,160																																																
34	図表2-65	※一時避難場所への小新5丁目公園1号(2,931㎡)の追加	(追加)	指定追加																																														
35	図表2-67	和納保育園 和納909 (削除) (削除) 二	和納保育園 和納6125 和納第二保育園 間瀬保育園 0256-88-6101	指定解除等																																														
36	図表2-81	(新しい一覧表の形で追加する)		新規指定に伴う時点修正																																														
37	図表3-41	(平成26年度時点の協定締結情報)	(平成25年度以前の協定締結情報)	時点修正及び資料16-1～16-4との体裁の整合																																														
38	図表3-43	東区下山小学校の項中700/700 中央区豊照小学校の項中90/90 〃 沼垂小学校の項中300/300 〃 笹口小学校の項中300/300	東区下山小学校の項中700 中央区豊照小学校の項中90 〃 沼垂小学校の項中300 〃 笹口小学校の項中300	施設改修に伴う設備更新等によるもの																																														
39	図表3-44	江南区両川中学校の項中90/90	江南区両川中学校の項中90	施設改修に伴う設備更新等によるもの																																														
40	図表3-45	西区黒崎学校給食センターの項中2,300/2,300 西蒲区西川学校給食センターの項中1,100/1,100 〃 巻学校給食センターの項中2,500/2,500	西区黒崎学校給食センターの項中2,300 西蒲区西川学校給食センターの項中1,100/1,000 〃 巻学校給食センターの項中2,500	施設改修に伴う設備更新等によるもの																																														

No	ページ	新	旧	修正理由																																																
41	図表3-46	<p>拠点給水所 平成27年4月1日現在</p>	<p>拠点給水所 平成20年4月1日現在</p>	西川浄水場、中之口・潟東浄水場の削除																																																
42	図表3-47	(削除)	西川浄水場 中之口・潟東浄水場	時点修正																																																
43	図表3-49	<p>表3-2-18-1 表3-3-18-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>清掃事務所</th> <th>新田清掃センター</th> <th>白根環境事業所</th> <th>赤塚地区管理事務所</th> <th>亀田清掃センター</th> <th>巻清掃センター</th> <th>福井地区分地</th> <th>巻処理センター</th> <th>舞子清掃センター</th> <th>委託業者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダンプ (台)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>71</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>バックカー (台)</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>253</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>計 (台)</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>324</td> <td>358</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	清掃事務所	新田清掃センター	白根環境事業所	赤塚地区管理事務所	亀田清掃センター	巻清掃センター	福井地区分地	巻処理センター	舞子清掃センター	委託業者	計	ダンプ (台)	3	3	3	2	3	1	2	1	1	71	90	バックカー (台)	13	0	2	0	0	0	0	0	0	253	268	計 (台)	16	3	5	2	3	1	2	1	1	324	358	<p>表3-2-18-1 表3-3-18-1</p>	時点修正
種 類	清掃事務所	新田清掃センター	白根環境事業所	赤塚地区管理事務所	亀田清掃センター	巻清掃センター	福井地区分地	巻処理センター	舞子清掃センター	委託業者	計																																									
ダンプ (台)	3	3	3	2	3	1	2	1	1	71	90																																									
バックカー (台)	13	0	2	0	0	0	0	0	0	253	268																																									
計 (台)	16	3	5	2	3	1	2	1	1	324	358																																									

No	ページ	新	旧	修正理由																																												
44	図表3-50	<p>表3-2-18-2 表3-3-18-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場 江楓園</td> <td>北区前新田乙319-1</td> <td>025-386-0909</td> <td>20,337 m³</td> </tr> <tr> <td>豊栄環境センター</td> <td>北区浦ノ入418</td> <td>025-386-0909</td> <td>焼却130t/16h 破砕30t/5h</td> </tr> <tr> <td>太夫岩埋立処分地 (第3期)</td> <td>北区島見町4592-14</td> <td>025-258-3533</td> <td>41,158 m²</td> </tr> <tr> <td>亀田清掃センター</td> <td>江南区亀田1835-1</td> <td>025-382-4371</td> <td>焼却390t/日 破砕50t/5h</td> </tr> <tr> <td>新津クリーンセンター</td> <td>秋葉区小白1289-1</td> <td>0250-22-0917</td> <td>焼却144t/日 破砕21t/5h</td> </tr> <tr> <td>白根グリーントワー</td> <td>南区鶴岡字白瀬640-1</td> <td>025-371-5070</td> <td>破砕20t/5h</td> </tr> <tr> <td>新田清掃センター</td> <td>西区笠木3644-1</td> <td>025-263-1416</td> <td>焼却330t/日 破砕170t/5h</td> </tr> <tr> <td>鶴岡クリーンセンター</td> <td>西蒲区鶴岡12618</td> <td>0256-76-2831</td> <td>焼却120t/日</td> </tr> <tr> <td>福井埋立処分地</td> <td>西蒲区福井2653</td> <td>0256-72-8868</td> <td>28,478 m²</td> </tr> <tr> <td>第4赤塚埋立処分地</td> <td>西区東山123番地1</td> <td>025-239-2777</td> <td>471,045 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」H26.3末</p>	施設名	所在地	電話	処理能力	一般廃棄物最終処分場 江楓園	北区前新田乙319-1	025-386-0909	20,337 m ³	豊栄環境センター	北区浦ノ入418	025-386-0909	焼却130t/16h 破砕30t/5h	太夫岩埋立処分地 (第3期)	北区島見町4592-14	025-258-3533	41,158 m ²	亀田清掃センター	江南区亀田1835-1	025-382-4371	焼却390t/日 破砕50t/5h	新津クリーンセンター	秋葉区小白1289-1	0250-22-0917	焼却144t/日 破砕21t/5h	白根グリーントワー	南区鶴岡字白瀬640-1	025-371-5070	破砕20t/5h	新田清掃センター	西区笠木3644-1	025-263-1416	焼却330t/日 破砕170t/5h	鶴岡クリーンセンター	西蒲区鶴岡12618	0256-76-2831	焼却120t/日	福井埋立処分地	西蒲区福井2653	0256-72-8868	28,478 m ²	第4赤塚埋立処分地	西区東山123番地1	025-239-2777	471,045 m ²	表3-2-18-2 表3-3-18-2	時点修正
施設名	所在地	電話	処理能力																																													
一般廃棄物最終処分場 江楓園	北区前新田乙319-1	025-386-0909	20,337 m ³																																													
豊栄環境センター	北区浦ノ入418	025-386-0909	焼却130t/16h 破砕30t/5h																																													
太夫岩埋立処分地 (第3期)	北区島見町4592-14	025-258-3533	41,158 m ²																																													
亀田清掃センター	江南区亀田1835-1	025-382-4371	焼却390t/日 破砕50t/5h																																													
新津クリーンセンター	秋葉区小白1289-1	0250-22-0917	焼却144t/日 破砕21t/5h																																													
白根グリーントワー	南区鶴岡字白瀬640-1	025-371-5070	破砕20t/5h																																													
新田清掃センター	西区笠木3644-1	025-263-1416	焼却330t/日 破砕170t/5h																																													
鶴岡クリーンセンター	西蒲区鶴岡12618	0256-76-2831	焼却120t/日																																													
福井埋立処分地	西蒲区福井2653	0256-72-8868	28,478 m ²																																													
第4赤塚埋立処分地	西区東山123番地1	025-239-2777	471,045 m ²																																													
45	図表3-52	種類：小型 台数：47	種類：小型 台数：48	時点修正																																												
46	図表3-57	2 新潟市における警報・注意報の発表基準 (表中) 波浪 有義波高 2.5m以上	2 新潟市における警報・注意報(追加) (表中) 波浪 有義波高 2.5m/s以上	表現の適正化及び誤記修正																																												
47	図表3-58	<参考> ... 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。 潮位：高潮警報・注意報の潮位は高さを示す「標高」で、「標高」の基準面は東京湾平均海面（TP）を用いている。	<参考> ... 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。 (追加)	語句修正																																												
48	図表3-60	表3-3-1-2 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 【別紙8】に差し替え	表3-3-1-2 気象注意報・警報の伝達系統図	「気象業務法施行令第8上第1号の規定に基づく法定伝達先」、「特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路」を区別。また、二重線伝達経路、伝達機関の説明を追記。																																												

No	ページ	新	旧	修正理由
49	図表6-1	025-223-6238	関係機関の連絡窓口（油流出事故） （新潟市消防局の平日昼間の電話番号） 025-223-3191	時点修正
50	図表6-2	新潟港湾・空港整備事務所	新潟港湾空港事務所	誤謬のため
51	図表6-5	新潟港湾・空港整備事務所	新潟港湾・空港（追加）事務所	誤謬のため
52	図表6-8	（削除）	萬代建設㈱	事業所が現在存在していないため
53	図表6-21	保健所保健管理課	保健衛生総務課	組織改正による修正
54	図表6-22	（削除）	13 現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること	新潟県地域防災計画の修正による修正
55	図表6-22	13～39（番号繰り上げ）	14～40	新潟県地域防災計画の修正による修正
56	図表6-23	40 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	41 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡協議会への職員の派遣に関すること	新潟県地域防災計画の修正による修正
57	図表6-23	関東東北産業保安監督部東北支部及び所管の業務大綱（削除）	関東東北産業保安監督部東北支部及び所管の業務大綱	新潟県地域防災計画の修正による修正
58	図表6-23	警備救難部救難課	救難課	新潟県地域防災計画の修正による修正
59	図表6-23	3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安確保に関すること	3 会場における応急対策実施区域及びその周辺における治安確保に関すること	誤謬のため
60	図表6-23	陸上自衛隊第30及び第2普通科連隊	陸上自衛隊第30普通科連隊	新潟県地域防災計画の修正による修正
61	図表6-25・26	表6-1-8-2 用語の解説 【別紙9】に差し替え	表6-1-8-2 用語の解説	国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改定、新潟県地域防災計画の修正等を踏まえて修正

No	ページ	新	旧	修正理由
62	図表2-69	潟東東公園 <u>6.131㎡、3.065人</u> 潟東西公園 <u>8.144㎡、4.072人</u> 潟東南公園 <u>6.421㎡、3.210人</u> 潟東北公園 <u>1.035㎡、512人</u>	潟東東公園 <u>2.772㎡、1.386人</u> 潟東西公園 <u>25.983㎡、12.991人</u> 潟東南公園 <u>2.772㎡、1.386人</u> 潟東北公園 <u>25.983㎡、12.991人</u>	誤りの修正

表 2-2-4-1 避難場所等の所在地等

表 2-3-4-1 避難場所等の所在地等

施設名	所在地	地震			洪水		土砂災害			津波	
		避難の可否	避難可能人数	避難可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難可否	避難可能場所	避難可能人数
〇〇小学校	〇〇▲丁目▲番地	○	〇〇〇	○	全階可	〇〇〇	○	〇〇〇	○	3階以上	〇〇〇

当該災害時に避難可能な人数

1 地震時

- ・避難の可否
 - ：耐震性がある施設、または公園など開放された施設
 - ×：耐震性が無い、若しくは不明な施設
- ・避難可能人数は、避難可能面積 2 m²当たり 1 人として算出

2 洪水時

- ・避難の可否
 - ：想定浸水深よりも高い避難可能場所を有する施設
 - （注）：大河津分水路の決壊による洪水時は、浸水が想定される区域にあるため、避難可能場所で示されている階によらず、2 階以上に避難すべき施設。なお、2 階以上の階がない施設では避難の可否は「×」となる。
 - ×：想定浸水深よりも高さが低い施設
 - －：浸水想定区域の外にあり、洪水時において開設しない施設
- ・避難可能人数は、緊急避難のため避難可能面積 1 m²当たり 1 人として算出

3 土砂災害時

- ・避難の可否
 - ：土砂災害警戒区域等の周辺に立地する、土砂災害時に開設する施設
 - ×：土砂災害警戒区域等にある施設
 - －：土砂災害警戒区域等の外にあり、土砂災害時において開設しない施設
- ・避難可能人数は、避難可能面積 2 m²当たり 1 人として算出

4 津波時

- ・避難の可否
 - ：津波発生時に開設する 3 階建て以上の堅ろうな施設
 - ×：浸水想定区域内にあり、津波からの避難に適さない施設
 - －：浸水想定区域の外にあり、津波時において開設しない施設
- ・避難可能人数は、緊急避難のため避難可能面積 1 m²当たり 1 人として算出

北 区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
松浜小学校	松浜3丁目19番地1	○	2,188	○	全階可	4,376	×		○	3階以上	3,600
南浜小学校	島見町2078番地	○	910	○	全階可	1,821	—		—	—	
太夫浜小学校	太夫浜2045番地2	○	1,026	○	全階可	2,052	○	1,026	—	—	
濁川小学校	濁川284番地	○	1,371	○	2階以上	1,505	—		—	—	
葛塚小学校	川西3-9-24	○	1,762	○	2階以上	1,819	—		—	—	
葛塚東小学校	朝日町4-1-2	○	1,891	○	2階以上	2,049	—		—	—	
太田小学校	太田817	○	758	○	2階以上	864	—		—	—	
木崎小学校	木崎2973	○	1,283	○	2階以上	1,388	—		—	—	
笹山小学校	笹山1457	○	520	○	全階可	1,040	—		—	—	
早通南小学校	須戸1-1-1	○	2,058	○	2階以上	2,615	—		—	—	
岡方第一小学校	長戸呂985	○	972	○	2階以上	1,175	—		—	—	
岡方第二小学校	森下1223	○	794	○	2階以上	770	○	794	—	—	
豊栄南小学校	長場2621	○	847	○	2階以上	1,087	—		—	—	
松浜中学校	松浜5丁目12番地2	○	1,620	○	全階可	3,241	○	1,620	○	3階以上	2,500
南浜中学校	島見町3965番地	○	1,296	○	全階可	2,592	—		—	—	
濁川中学校	新崎5437番地	○	1,368	○	全階可	2,737	—		—	—	
葛塚中学校	太田乙433	○	2,100	○	2階以上	2,941	○	2,100	—	—	
木崎中学校	木崎3291-1	○	1,661	○	全階可	3,322	—		—	—	
早通中学校	早通396	○	2,065	○	2階以上	2,189	—		—	—	
岡方中学校	太子堂104	○	1,030	○	2階以上	1,218	—		—	—	
光晴中学校	上土地亀4981	○	1,891	○	2階以上	1,782	—		—	—	
豊栄高等学校	上土地亀大曲761	○	1,392	○	2階以上	1,801	—		—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
北地区コミュニティセンター	名目所3丁目1129	○	489	○	2階以上	569	○	489	—	—	
早通コミュニティセンター	早通37-1	○	300	○	2階以上	460	—		—	—	
木崎コミュニティセンター	木崎3227	○	181	○	全階可	363	—		—	—	
岡方コミュニティセンター	長戸呂4601	○	125	×	—		—		—	—	
長浦コミュニティセンター	長場1834-1	○	175	×	—		—		—	—	
旧埋蔵文化財センター	太郎代2554	○	250	○	全階可	500	○	250	—	—	
豊栄総合体育館	嘉山488-3	○	1,455	○	2階以上	330	—		—	—	
豊栄地区公民館	東栄町1-1-15	○	513	○	2階以上	583	—		—	—	
豊栄さわやか老人福祉センター	東栄町1-1-35	○	598	○	2階以上	453	—		—	—	
葛塚コミュニティセンター	東栄町1-1-18	○	182	○	2階以上	167	—		—	—	
豊栄武道館	川西3-5202-3	○	134	×	—		—		—	—	
早通北保育園	早通北3-7-30	○	353	×	—		—		—	—	
早通児童センター	早通37-1	○	123	×	—		—		—	—	
早通南保育園	早通南1-9-7	○	323	○	2階以上	160	—		—	—	
越岡保育園	十二321	○	239	×	—		—		—	—	
三ツ森保育園	森下1409	○	187	×	—		—		—	—	
すみれ保育園	石動1-10-1	○	265	×	—		—		—	—	
若葉保育園	新鼻279-2	○	173	×	—		—		—	—	
かやま保育園	嘉山1-2-41	○	276	×	—		—		—	—	
木崎保育園	横井279	○	310	○	全階可	620	—		—	—	
県立若草寮	石動1-1-1	○	268	○	2階以上	124	—		—	—	

北 区

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
島見公園	島見町1876番地1	○	6,822	—	—	—
陽光南公園	太夫浜新町1丁目5番1号	○	2,303	—	—	—
つくし野西公園	つくし野1丁目13番1号	○	1,616	×	—	—
つくし野東公園	つくし野2丁目18番	○	1,516	×	—	—
山の上公園	松浜1丁目17番地	○	1,700	—	—	—
あかしあ公園	松浜3丁目19番地8	○	1,700	—	×	—
ちとせ公園	松浜5丁目12番地1	○	3,020	—	—	—
みなと公園	松浜7丁目9番地1	○	1,500	×	—	—
すみれ野公園	すみれ野1丁目12番2号	○	2,523	×	—	—
豊栄ひまわり公園	柳原2丁目7番1号	○	1,300	×	—	—
月見公園	太田字法花鳥屋甲5271番地	○	1,334	—	—	—
見国山公園	木崎字見国山2878番地5	○	1,362	—	—	—
美里第一公園	美里1丁目5番5号	○	1,364	×	—	—
前新田公園	東栄町2丁目7番1号	○	1,414	×	—	—
やまどおり公園	木崎字樋ノ入山2741番地1	○	1,432	—	—	—
川岸公園	嘉山2丁目1646番地	○	1,444	—	—	—
石動公園	白新町1丁目3994番地	○	1,624	×	—	—
下大口公園	葛塚字下大口4539番地	○	1,649	—	—	—
彩野公園	彩野1丁目6番1号	○	1,714	×	—	—
仏伝公園	早通南3丁目977番地	○	1,944	×	—	—
まえわり公園	早通北3丁目311番地75	○	2,017	×	—	—

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
すみれ公園	石動1丁目10番3号	○	2,109	×	—	—
さくら公園	白新町4丁目54番1号	○	2,120	×	—	—
住良公園	川西3丁目1834番地	○	2,263	×	—	—
夕やけ公園	柳原3丁目10番2号	○	2,798	×	—	—
中嘉山公園	嘉山4丁目6番1号	○	3,117	×	—	—
豊栄大空公園	早通北5丁目1682番地1	○	3,373	×	—	—
しらかば公園	朝日町2丁目14番1号	○	5,037	—	—	—
長浦農村公園	浦木字長場村下1963番地1	○	5,938	×	—	—
豊栄南運動公園	嘉山字嘉山493番地	○	10,177	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波	大規模火災	
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難可能人数
濁川公園	濁川686番地1	○	28,000	—	—	—	○	28,000
水の公園福島潟	前新田乙493番地	○	112,855	×	—	—	○	112,855

東 区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
山の下小学校	山の下町 8 番 55 号	○	1,256	○	全階可	2,513	—		○	3階以上	2,400
大形小学校	大形本町 2 丁目 6 番 1 号	○	2,058	○	2階以上	2,776	—		○	3階以上	3,140
中野山小学校	中野山 1 丁目 1 番 1 号	○	1,732	○	2階以上	2,026	—		—	—	
木戸小学校	中山 4 丁目 1 番 1 号	○	1,586	○	2階以上	2,068	—		○	3階以上	2,770
東山の下小学校	藤見町 1 丁目 23 番 57 号	○	2,286	○	2階以上	3,031	—		○	3階以上	3,710
桃山小学校	桃山町 2 丁目 204 番地	○	1,806	○	全階可	3,613	—		○	3階以上	2,800
下山小学校	太平 2 丁目 18 番地	○	1,876	○	全階可	3,752	—		○	3階以上	2,080
牡丹山小学校	牡丹山 6 丁目 15 番地 1 号	○	1,807	○	2階以上	2,029	—		○	3階以上	3,160
東中野山小学校	猿ヶ馬場 9 番地	○	1,609	○	2階以上	2,265	—		—	—	
竹尾小学校	竹尾 2 丁目 18 番 1 号	○	1,232	○	2階以上	1,396	—		○	3階以上	1,920
南中野山小学校	中野山 863 番地 1	○	1,644	○	2階以上	1,486	—		—	—	
江南小学校	江南 5 丁目 1 番 1 号	○	1,591	○	2階以上	1,895	—		○	3階以上	2,910
東新潟中学校	山木戸 1 丁目 2 番 1 号	○	2,342	○	2階以上	2,801	—		○	3階以上	2,920
山の下中学校	秋葉通 2 丁目 3722 番地 7	○	2,086	○	全階可	4,173	—		○	3階以上	3,200
大形中学校	海老ヶ瀬 122 番地 1	○	1,695	○	2階以上	1,601	—		○	3階以上	1,970
石山中学校	東明 6 丁目 2 番地	○	2,218	○	2階以上	2,362	—		○	3階以上	2,890
藤見中学校	小金町 3 丁目 5 番 1 号	○	2,032	○	全階可	4,064	—		—	—	
木戸中学校	上木戸 5 丁目 1 番 1 号	○	2,177	○	2階以上	2,698	—		○	3階以上	3,520
東石山中学校	西野 1197 番地	○	2,011	○	2階以上	2,523	—		—	—	
下山中学校	下山 1 丁目 120 番地	○	1,946	○	全階可	3,893	—		○	3階以上	2,800
新潟東高等学校	小金町 2 丁目 6 番 1 号	○	917	○	全階可	1,631	—		—	—	
新潟北高等学校	本所 847 番地 1	○	912	○	2階以上	1,556	—		—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
木戸コミュニティセンター	中山4丁目2番6号	○	174	○	2階以上	176	—	—	—	—	—
シルバーピア石山	石山団地10番13号	○	292	○	2階以上	413	—	—	—	—	—
中地区コミュニティセンター	松和町15番8号	○	333	○	2階以上	418	○	333	—	—	—
はなみずきコミュニティハウス	はなみずき1丁目15番12号	○	94	○	2階以上	140	—	—	—	—	—
東石山コミュニティハウス	岡山149番地6	○	114	×	—	—	—	—	—	—	—
下山コミュニティハウス	下山1丁目121番地	○	104	×	—	—	—	—	×	—	—
新潟朝鮮初中級学校	空港西2丁目14番1号	×	283	○	2階以上	453	—	—	×	—	—

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
石山中央公園	新石山2丁目5番地	○	6,822	×	—	×
かれすわ公園	海老ヶ瀬78番地9	○	2,303	×	—	×
石山居村公園	新石山4丁目9番地1	○	1,616	×	—	×
津島屋公園	津島屋6丁目5番地1	○	1,516	×	—	×
河渡公園	河渡本町20番1号	○	1,700	—	—	—
赤トンボ公園	幸栄1丁目9番30号	○	1,700	—	—	—
松崎公園	白銀2丁目7番地1	○	3,020	—	—	—
秋葉自然公園	秋葉1丁目5番5号	○	1,500	—	—	×
宮浦公園	太平1丁目1番地3	○	2,523	—	—	×
大空公園	太平2丁目11番地	○	1,300	×	—	—
太平公園	太平3丁目24番地	○	1,334	—	—	—
青葉公園	臨港1丁目8番10号	○	1,362	—	—	×
藤見中央公園	藤見町2丁目29番1号	○	1,364	×	—	×

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
小金公園	松和町1番1号	○	1,414	—	—	—
大山台公園	大山2丁目13番2号	○	1,432	—	×	—
河渡中央公園	有楽3丁目3番地1	○	10,500	—	—	—
山の下海浜公園	船江町1丁目52番1号	○	18,000	—	—	×
中野山家浦公園	中野山1丁目2番地2	○	1,367	—	—	×
協和公園	石山団地9番16号	○	1,660	×	—	—
石山第一公園	東中島1丁目2番18号	○	1,740	×	—	—
萌木野公園	もえぎ野2丁目14番30号	○	2,151	×	—	—
東山公園	東明1丁目4番地	○	7,369	×	—	×
新松崎第2公園	新松崎3丁目6番8号	○	1,345	×	—	×
牛海道中央公園	空港西1丁目14番1号	○	6,976	×	—	×

広域避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波	大規模火災	
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難可能人数
じゅんさい池公園	松園2丁目2番1号	○	36,500	—	—	—	○	36,500

中央区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
浜浦小学校	浜浦町1丁目1番地	○	1,551	○	全階可	1,706	—		○	3階以上	2,400
関屋小学校	関屋下川原2丁目664番地	○	1,123	○	全階可	1,451	—		○	3階以上	1,850
鏡淵小学校	白山浦1丁目207番地3	○	1,074	○	2階以上	1,212	—		○	3階以上	960
白山小学校	川端町1丁目1番地	○	1,424	○	全階可	1,298	—		○	3階以上	2,000
新潟小学校	東大畑通1番町679番地	○	1,858	○	2階以上	2,703	—		○	3階以上	3,810
日和山小学校	稲荷町3511番地	○	1,386	○	全階可	1,864	—		○	3階以上	3,000
万代長嶺小学校	東万代町4番1号	○	1,369	○	2階以上	1,459	—		○	3階以上	2,600
沼垂小学校	鏡が岡5番5号	○	1,837	○	2階以上	2,018	—		○	3階以上	2,640
山潟小学校	弁天橋通3丁目3番1号	○	1,475	○	2階以上	1,499	—		×	—	
上所小学校	近江3丁目2番1号	○	1,750	○	2階以上	2,405	—		○	3階以上	3,160
鳥屋野小学校	美咲町2丁目4番地7	○	2,051	○	全階可	2,847	—		○	3階以上	3,430
笹口小学校	笹口2番47号	○	1,635	○	2階以上	2,030	—		○	3階以上	1,010
女池小学校	女池6丁目4番1号	○	1,651	○	2階以上	1,713	—		○	3階以上	2,760
有明台小学校	有明台4番1号	○	1,569	○	全階可	3,139	—		○	3階以上	1,650
南万代小学校	幸西4丁目1番1号	○	1,494	○	2階以上	1,724	—		○	3階以上	2,600
上山小学校	女池上山1-1-28	○	1,550	○	2階以上	1,724	—		○	3階以上	2,440
桜が丘小学校	姥ヶ山6丁目1番21号	○	1,763	○	2階以上	1,881	—		—	—	
紫竹山小学校	紫竹山1丁目12番1号	○	1,731	○	2階以上	1,914	—		○	3階以上	2,450
関屋中学校	浜浦町2丁目1番地	○	2,108	○	全階可	3,008	—		○	3階以上	3,800
鳥屋野中学校	女池4丁目31番地1	○	2,145	○	2階以上	2,512	—		○	3階以上	2,540
白新中学校	川岸町2丁目4番地	○	2,287	○	全階可	3,386	—		○	3階以上	3,310

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
寄居中学校	営所通2番町592番地12	○	1,740	○	全階可	2,219	○	1,740	○	3階以上	1,690
新潟柳都中学校	栄町3丁目4213番地	○	1,754	○	全階可	3,509	○	1,754	○	1階以上	5,230
宮浦中学校	万代5丁目6番1号	○	2,148	○	2階以上	2,953	—		○	3階以上	3,400
上山中学校	女池上山5-1-13	○	1,984	○	2階以上	2,952	—		○	3階以上	3,020
山潟中学校	山二ツ1番地1	○	1,872	○	2階以上	2,446	—		—	—	
万代高等学校	沼垂東6丁目8番1号	○	2,807	○	2階以上	4,106	—		○	3階以上	6,700
明鏡高等学校	沼垂東6丁目11番1号	○	2,560	○	2階以上	4,629	—		○	3階以上	2,600
高志中等教育学校	高志1丁目15番1号	○	2,675	○	2階以上	4,429	—		○	3階以上	5,570
新潟高等学校	関屋下川原町2丁目635番地	○	1,161	○	全階可	2,052	—		—	—	
新潟中央高等学校	学校町通2番町5317番地1	○	1,040	○	全階可	2,386	—		—	—	
新潟南高等学校	上所1丁目3番1号	○	912	○	2階以上	1,960	—		×	—	
新潟江南高等学校	女池南3丁目6番1号	○	843	○	2階以上	1,621	—		×	—	
新潟商業高等学校	白山浦2丁目68番2号	○	931	○	2階以上	1,666	—		×	—	
北越高等学校	米山5丁目12-1	○	1,173	○	2階以上	1,019	—		×	—	
北部総合コミュニティセンター	附船町1丁目4385-1	○	1,541	○	全階可	1,691	—		○	3階以上	350
駅南コミュニティセンター	米山4丁目12-20	○	516	○	2階以上	1,032	—		○	3階以上	340
白新コミュニティハウス	白山浦2丁目180-3	○	145	○	2階以上	290	—		—	—	
関屋コミュニティハウス	関屋田町4丁目566-1	○	98	○	2階以上	197	—		○	3階以上	80
寄居コミュニティハウス	西大畑町617	○	166	○	全階可	333	○	166	○	3階以上	180
上山コミュニティハウス	網川原2丁目1-15	○	115	○	2階以上	132	—		×	—	
二葉コミュニティハウス	古町通13番町5148-2	○	125	○	全階可	251	○	125	○	3階以上	250
万代市民会館	東万代町9-1	○	888	○	2階以上	1,597	—		○	3階以上	1,800
白山コミュニティハウス	本町通1番町168-2	○	100	○	全階可	201	—		×	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
総合福祉会館	八千代1-3-1	○	1,134	○	2階以上	1,992	—		○	3階以上	1,620
クロスパルにいがた	礎町通3ノ町2086番地	○	1,241	○	全階可	2,482	—		○	3階以上	2,040
食育・花育センター	清五郎401番地	○	495	○	2階以上	200	—		×	—	
新潟市教育相談センター	西大畑町458番地1	○	972	○	全階可	1,402	○	972	○	3階以上	1,450
山潟会館	長潟827番地	○	263	○	2階以上	225	—		—	—	

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
日の出公園	日の出1丁目7番1号	○	1,700	×	—	×
万代公園	東万代町9番3号	○	1,900	×	—	×
東公園	明石1丁目4番1号	○	3,000	×	—	×
桜が丘公園	京王2丁目15番7号	○	2,085	×	—	×
上山公園	愛宕3丁目5番地	○	1,348	×	—	×
上所島公園	上所2丁目2番32号	○	1,400	×	—	—
太陽公園	笹口1丁目16番地	○	1,600	×	—	×
笹口公園	笹口3丁目6番地1	○	1,500	×	—	×
愛宕公園	愛宕1丁目5番地	○	2,372	×	—	×
鳥屋野交通公園	女池南3丁目6番3号	○	7,000	×	—	×
水戸教公園	雲雀町18番地	○	2,076	—	—	×
西大畑公園	西大畑町5191番地	○	8,061	—	—	—
白山公園	一番堀通町1番地2	○	9,000	×	—	×
信濃公園	信濃町19番1号	○	1,300	—	—	—
金鉢山公園	関屋金鉢山町90番地1	○	1,485	—	—	—

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
下川原公園	関屋下川原町1丁目3番地3	○	1,946	—	—	—
関分記念公園	関屋2番地44	○	4,500	—	—	—
新潟スタジアム	清五郎68番地1	○	30,947	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波	大規模火災	
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難可能人数
鳥屋野運動公園	女池南3丁目6番4号	○	40,450	×	—	—	○	40,450
鳥屋野潟公園	鐘木、清五郎、女池	○	310,500	×	—	—	○	310,500
西海岸公園	西船見町5932番地626	○	269580	—	—	×	○	269580

江南区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
丸山小学校	丸山300番地	○	1,198	○	全階可	2,396	—		—	—	
大淵小学校	大淵1760番地1	○	978	○	2階以上	1,210	—		—	—	
曾野木小学校	天野2丁目7番1号	○	1,513	○	2階以上	1,792	—		○	3階以上	2,230
両川小学校	酒屋町687番地1	○	937	○	2階以上	1,114	—		—	—	
旧割野小学校	割野2866番地	○	255	×	—		—		—	—	
東曾野木小学校	鐘木214番地1	○	1,250	○	2階以上	1,491	—		○	3階以上	2,270
横越小学校	横越中央6丁目3番1号	○	1,613	○	2階以上	1,915	—		—	—	
亀田小学校	亀田新明町1丁目1番46号	○	1,732	○	2階以上	3,464	—		—	—	
亀田東小学校	亀田水道町3丁目2番45号	○	1,695	○	2階以上	2,024	—		—	—	
亀田西小学校	亀田四ツ興野4丁目1番1号	○	1,836	○	2階以上	1,779	—		—	—	
早通小学校	早通5丁目7番2号	○	1,077	○	2階以上	1,223	—		—	—	
大江山中学校	西山491番地	○	1,543	○	全階可	3,086	○	1,543	—	—	
曾野木中学校	曾川甲387番地1	○	1,964	○	2階以上	2,415	—		○	3階以上	2,590
両川中学校	酒屋町702番地1	○	1,069	○	2階以上	991	—		—	—	
横越中学校	横越中央3丁目4番1号	○	2,116	○	2階以上	2,210	—		—	—	
亀田中学校	城山1丁目3番5号	○	2,225	○	2階以上	2,503	—		—	—	
亀田西中学校	早苗3丁目1番8号	○	1,969	○	2階以上	1,870	—		—	—	
新潟向陽高等学校	亀田向陽4丁目3-1	○	892	○	2階以上	1,098	—		—	—	
横越総合体育館	いぶき野1丁目1番1号	○	1,021		—		—		—	—	
横越体育センター・二本木地区コミュニティセンター	二本木3丁目2番50号	○	447		—		—		—	—	
横越農村環境改善センター	沢海3丁目1番30号	○	414	○	2階以上	189	—		—	—	
小杉地区コミュニティセンター	小杉3丁目11番26号	○	214	○	2階以上	119	—		—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
横越地区勤労者総合福祉センター	横越川根町2丁目20番1号	○	314	×	—		—		—	—	
木津地域研修センター	木津2丁目3番28号	○	78	×	—		—		—	—	
横越中央保育園	横越中央3丁目2番8号	○	319	○	2階以上	258	—		—	—	
横越双葉保育園	木津5丁目5番10号	○	187	○	2階以上	78	—		—	—	
横越小杉保育園	小杉3丁目14番16号	○	134	×	—		—		—	—	
亀田第一保育園	亀田新明町2丁目6番1号	○	158	○	2階以上	88	—		—	—	
亀田第二保育園	諏訪1丁目6番10号	○	193	○	2階以上	100	—		—	—	
亀田第三保育園	亀田東町3丁目5番15号	○	200	○	2階以上	59	—		—	—	
亀田第四保育園	西町4丁目6番24号	○	316	○	2階以上	421	—		—	—	
亀田第五保育園	亀田中島2丁目4番14号	○	172	○	2階以上	67	—		—	—	
亀田市民会館	船戸山5丁目7番2号	○	667	○	2階以上	1,015	—		—	—	
亀田総合体育館	茅野山3丁目1番13号	○	1,280	○	2階以上	1,053	—		—	—	

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
西山公園	西山338番地	○	5,992	×	—	—
北山池公園	北山183番地1	○	17,800	×	—	—
ありの実公園	両川1丁目1201番地2	○	2,335	×	—	—
舞平公園	平賀234番地1	○	13,300	×	—	—
しゅもく公園	曾野木1丁目18番1号	○	145	×	—	×
大江山公園	笹山423番地	○	495	×	—	—
横越さつき公園	横越上町1丁目543番地10	○	351	×	—	—
横越中央東公園	横越中央2丁目4611番地21	○	727	×	—	—

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
横越中央西公園	横越中央1丁目 4606番地6	○	841	×	—	—
いなほ公園	横越東町1丁目 3687番地19	○	321	×	—	—
横越農村公園	横越川根町2丁目 1236番地	○	1,531	×	—	—
横越第1みどり公園	横越川根町3丁目 2733番地16	○	423	×	—	—
横越川根町第2公園	横越川根町5丁目 3215番地42	○	561	×	—	—
茜ヶ丘公園	茜ヶ丘2943番地1号	○	1,307	×	—	—
第1やすらぎ公園	木津工業団地2428番地12	○	3,706	×	—	—
木津農村公園	木津3丁目518番地6	○	2,029	×	—	—
二本木ことぶき公園	二本木4丁目1257番地8	○	621	×	—	—
小杉農村公園	小杉3丁目2929番地1	○	1,395	×	—	—
藤駒農村公園	駒込227番地	○	1,025	×	—	—
処分場運動広場	うぐいす2丁目662番地1	○	3,650	×	—	—
いぶき野公園	いぶき野1丁目101番地4	○	1,338	×	—	—
うぐいす公園	うぐいす2丁目313番地8	○	1,606	×	—	—
亀田運動広場	亀田緑町1丁目2番地	○	5,380	×	—	—
亀田公園	亀田向陽4丁目 1779番地1	○	16,994	×	—	—
かわね公園	亀田工業団地1丁目 2528番地17	○	7,646	×	—	—
稲葉公園	稲葉2丁目846番地1	○	1,561	×	—	—
西町公園	西町5丁目1233番地1	○	1,197	×	—	—
亀田東公園	亀田東町2丁目 2895番地3	○	1,017	×	—	—
中島公園	亀田中島3丁目 2455番地	○	1,095	×	—	—
城所公園	城所1丁目甲611番地2	○	927	×	—	—
さつき公園	五月町2丁目570番地36	○	850	×	—	—

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
堤公園	城山4丁目甲466番地1	○	1,171	×	—	—
砂岡公園	砂岡3丁目1105番地1	○	1,203	×	—	—
大月公園	亀田ノ内高山520番地1	○	1,045	×	—	—
亀田曙公園	曙町4丁目230番地54	○	572	×	—	—
亀田総合運動公園	茅野山3丁目1番地	○	13,100	×	—	—

秋葉区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
新津第一小学校	新津本町4丁目4番3号	○	2,329	○	2階以上	2,880	○	2,329	—	—	
新津第二小学校	新町2丁目3番3号	○	1,601	○	2階以上	1,702	○	1,601	—	—	
新津第三小学校	山谷町3丁目4785番地	○	1,695	○	2階以上	2,014			—	—	
結小学校	結132番地	○	1,737	○	2階以上	1,856			—	—	
荻川小学校	車場922番地1	○	1,667	○	2階以上	2,196			—	—	
阿賀小学校	新津東町2丁目1325番地	○	1,340	○	2階以上	1,546			—	—	
新関小学校	下新766番地	○	991	○	2階以上	1,122			—	—	
満日小学校	七日町17番地乙	○	807	○	2階以上	701			—	—	
金津小学校	古津88番地	○	1,145	○	2階以上	1,015	○	1,145	—	—	
小合小学校	出戸180番地	○	802	○	2階以上	821			—	—	
小合東小学校	小戸上組234番地	○	746	○	2階以上	636			—	—	
小須戸小学校	横川浜541番地1	○	1,564	○	2階以上	1,692			—	—	
矢代田小学校	矢代田5596番地	○	904	○	全階可	1,809	○	904	—	—	
新津第一中学校	新栄町4番1号	○	2,538	○	2階以上	2,495	○	2,538	—	—	
新津第二中学校	荻島1丁目15番17号	○	1,779	○	2階以上	2,509			—	—	
新津第五中学校	新津東町2丁目7番29号	○	2,139	○	2階以上	651			—	—	
金津中学校	割町10番地2	○	1,234	○	全階可	2,469	○	1,234	—	—	
小合中学校	小戸下組77番地	○	928	○	2階以上	642			—	—	
小須戸中学校	横川浜526番地1	○	1,519	○	2階以上	1,447			—	—	
新津高等学校	秋葉1丁目19番1号	○	1,157	○	全階可	1,986	○	1,157	—	—	
新津工業高等学校	新津東町1丁目12番9号	○	927	○	2階以上	283			—	—	
新津南高等学校	矢代田3200番地1	○	863	○	全階可	1,200	○	863	—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
荻川コミュニティセンター	中野5丁目1番50号	○	765	○	2階以上	431			—	—	
小合地区コミュニティセンター	小戸下組22番地1	○	275	×	—				—	—	
金津地区コミュニティセンター	古津597番地	○	242	○	全階可	485	○	242	—	—	
新津地域交流センター	新津本町1丁目2番39号	○	424	○	2階以上	689			—	—	
新津東保育園	日宝町9番4号	○	130	○	2階以上	124			—	—	
新津武道館	程島2009番地	○	392	×	—				—	—	
新津第一幼稚園	新津本町4丁目4番3号	○	236	○	2階以上	186			—	—	
新津第二幼稚園	新町2丁目3番3号	○	271	○	2階以上	329			—	—	
新津第三幼稚園	山谷町3丁目4785番地	○	271	○	2階以上	125			—	—	
秋葉区新津健康センター	程島1979番地4	○	480	○	2階以上	629	○	480	—	—	
新津地域学園	新津東町2丁目5番6号	○	757	○	2階以上	781			—	—	
結幼稚園	結160番地3	○	278	×	—				—	—	
市之瀬幼稚園	市之瀬349番地2	○	155	×	—				—	—	
新金沢保育園	新金沢町12番11号	○	129	×	—				—	—	
新津地区勤労青少年ホーム	新津東町1丁目5番12号	○	466	×	—				—	—	
新津B&G海洋センター	七日町2186番地9	○	641	○	2階以上	431			—	—	
金津保育園	朝日483番地2	○	177	○	全階可	354			—	—	
小合東幼稚園	栗宮41番地1	○	157	○	2階以上	260			—	—	
秋葉区総合体育館	程島2009番地	○	1,581	○	2階以上	597			—	—	
新津図書館	日宝町6番2号	○	106	○	2階以上	212			—	—	
新津金屋運動広場	金屋260番地1	○	38	×	—				—	—	
新津クリーンセンター	小口1289番地1	○	36	○	全階可	73	○		—	—	
里山ビジターセンター	金津1193番地	○	89	○	全階可	179	○	89	—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
小須戸体育館	横川浜526番地2	○	651	×	—				—	—	
小須戸武道館	横川浜239番地1	○	247	×	—				—	—	
小須戸地区ふれあい会館	矢代田35番地	○	306	○	全階可	612	○	306	—	—	
小須戸保育園	小須戸325番地1	○	243	×	—				—	—	
矢代田保育園	矢代田1237番地1	○	109	×	—		○	109	—	—	
ワークセンターほほえみ	小向1744番地	○	44	×	—				—	—	
新保地域研修センター	新保1747番地	○	100	×	—				—	—	
鎌倉地域研修センター	鎌倉273番地1	○	73	○	全階可	146	○	73	—	—	
小須戸幼稚園	横川浜527番地1	○	204	×	—				—	—	
小須戸老人福祉センター	小須戸3870番地2	○	93	○	2階以上	59			—	—	
小須戸温泉健康センター	天ヶ沢498番地1	○	123	○	全階可	246			—	—	

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
工業団地1号公園	川口578番地1	○	1,499	×	—	—
六郷公園	六郷1033番地1	○	1,589	—	—	—
荻野公園	荻野町109番地3	○	1,625	×	—	—
工業団地3号公園	川口578番地28	○	1,699	×	—	—
日宝町公園	日宝町294番地1	○	1,809	×	—	—
工業団地2号公園	川口578番地30	○	1,883	×	—	—
みそら野公園	みそら野3丁目14番地6	○	2,438	×	—	—
あおば公園	あおば通1丁目109番地1	○	2,488	×	—	—
満願寺公園	満願寺3423番地2	○	4,266	×	—	—

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
小須戸運動広場	矢代田1番地	○	9,774	×	—	—
山ノ手公園	矢代田5012番地	○	1,000	—	—	—
新保農村公園	新保1744番地1	○	335	×	—	—
中間木公園	小須戸320番地	○	1,750	×	—	—
横川浜農村公園	横川浜460番地	○	1,500	×	—	—
小須戸児童遊園	小須戸3526番地4	○	1,875	×	—	—
横水児童遊園	小向1744番地	○	498	×	—	—
鎌倉農村公園	鎌倉新田273番地2	○	1,542	—	—	—
水田農村公園	水田39番地1	○	1,310	×	—	—
舟戸公園	矢代田1238番地5	○	1,718	×	—	—

南 区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
白根小学校	白根1407番地	○	1,924	○	2階以上	2,687	—		—	—	
新飯田小学校	新飯田1791番地	○	704	○	2階以上	516	—		—	—	
茨曾根小学校	茨曾根1432番地1	○	768	○	2階以上	631	—		—	—	
庄瀬小学校	菱潟新田193番地	○	991	○	2階以上	828	—		—	—	
小林小学校	浦梨215番地1	○	874	○	2階以上	806	—		—	—	
大鷲小学校	東笠巻1202番地	○	1,129	○	2階以上	1,165	—		—	—	
大通小学校	大通南五丁目5426番地	○	1,303	○	2階以上	931	—		—	—	
根岸小学校	山崎興野2288番地	○	1,090	○	2階以上	1,077	—		—	—	
白井小学校	白井4483番地	○	969	○	2階以上	866	—		—	—	
味方小学校	吉江370番地	○	1,129	○	2階以上	855	—		—	—	
月潟小学校	月潟1410番地	○	1,059	○	2階以上	894	—		—	—	
白根第一中学校	白根407番地	○	2,059	○	2階以上	2,432	—		—	—	
白井中学校	白井1425番地	○	678	○	2階以上	455	—		—	—	
白根北中学校	鷲ノ木新田4814番地	○	1,945	○	2階以上	2,193	—		—	—	
白南中学校	茨曾根7619番地	○	1,613	○	2階以上	1,773	—		—	—	
味方中学校	味方1199番地	○	1,470	○	2階以上	1,880	—		—	—	
月潟中学校	月潟740番地	○	1,337	○	2階以上	1,147	—		—	—	
白根高等学校	上下諏訪木1214番地	○	855	○	2階以上	379	—		—	—	
諏訪木保育園	白根水道町10番地35	○	146	○	2階以上	87	—		—	—	
白根保育園	白根2444番地	○	134	○	2階以上	80	—		—	—	
古川保育園	七軒383番地	○	146	×	—		—		—	—	
旧南区白根健康センター	上下諏訪木817番地1	○	74	×	—		—		—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
新飯田地域生活センター	新飯田1261番地 1	○	105	○	2階以上	166	—	—	—	—	—
茨曾根地域生活センター	茨曾根3443番地	○	81	○	2階以上	121	—	—	—	—	—
庄瀬地域生活センター	庄瀬6489番地	○	102	○	2階以上	165	—	—	—	—	—
小林地域生活センター	下木山613番地	○	85	○	2階以上	130	—	—	—	—	—
臼井地域生活センター	臼井1194番地	○	99	○	2階以上	153	—	—	—	—	—
大郷地域生活センター	犬埴新田751番地 6	○	115	○	2階以上	188	—	—	—	—	—
鷺巻地域生活センター	東笠巻新田278番地 1	○	103	○	2階以上	163	—	—	—	—	—
大通保育園	鷺ノ木新田5681番地	○	169	×	—	—	—	—	—	—	—
根岸地域生活センター	山崎興野290番地	○	113	○	2階以上	185	—	—	—	—	—
白根カルチャーセンター	上下諏訪木1811番地	○	1,064	○	2階以上	498	—	—	—	—	—
大通地域生活センター	大通南 4 丁目105番地	○	247	○	2階以上	235	—	—	—	—	—
臼井保育園	赤渋4540番地	○	185	×	—	—	—	—	—	—	—
白根地域生活センター	白根1136番地 1	○	544	○	2階以上	356	—	—	—	—	—
白根学習館	田中383番地	○	594	○	2階以上	468	—	—	—	—	—
白根児童センター	白根1372番地	○	385	○	2階以上	770	—	—	—	—	—
味方体育館・味方地区公民館	西白根2676番地	○	1,150	○	2階以上	232	—	—	—	—	—
西白根公民館	西白根1563番地 1	○	185	×	—	—	—	—	—	—	—
味方公民館	味方685番地 1	○	185	×	—	—	—	—	—	—	—
七穂公民館	吉江238番地 1	○	218	×	—	—	—	—	—	—	—
味方出張所	味方1544番地	○	108	○	2階以上	256	—	—	—	—	—
味方地区千日運動施設	西白根262番地	○	143	×	—	—	—	—	—	—	—
老人福祉センターいこいの家楽友荘・南区味方健康センター	味方583番地 1	○	215	×	—	—	—	—	—	—	—
月瀉地区公民館	月瀉535番地	○	312	○	2階以上	312	—	—	—	—	—

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
月潟農村環境改善センター	西萱場1069番地	○	507	×	—		—		—	—	
いこいの家月寿荘	月潟770番地	○	230	×	—		—		—	—	
南区月潟健康センター	月潟1417番地	○	607	×	—		—		—	—	

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
諏訪木公園	白根水道町1181番地5	○	1,050	×	—	—
白根公園	白根1145番地1	○	2,597	×	—	—
水道公園	上下諏訪木35番地1	○	3,320	×	—	—
大通公園	大通1丁目850番地3	○	1,511	×	—	—
大通南1号公園	大通南2丁目169番地	○	1,168	×	—	—
大通南2号公園	大通南1丁目119番地	○	1,137	×	—	—
大通南3号公園	大通南3丁目5番地	○	1,094	×	—	—
大通さつき公園	大通黄金1丁目3番地1	○	1,000	×	—	—
茨曾根公園	茨曾根32番地3432	○	2,060	×	—	—
根岸公園	高井東1丁目392番地1	○	1,343	×	—	—
下八枚公園	下八枚590番地	○	1,301	×	—	—
庄瀬公園	菱潟新田1番地	○	1,500	×	—	—
大通はあと公園	大通2丁目	○	2,057	×	—	—
新飯田公園	新飯田1004番地3	○	2,928	×	—	—
大鷲公園	東笠巻1277番地	○	3,240	×	—	—
千日児童遊園地	西白根21番地8	○	326	×	—	—
五軒茶屋児童遊園地	西白根1009番地57	○	370	×	—	—

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
白根第1農村公園	西白根1563番地1	○	967	×	—	—
白根第2農村公園	西白根262番地	○	549	×	—	—
味方第1農村公園	味方624番地1	○	928	×	—	—
味方第2農村公園	味方952番地4	○	1,000	×	—	—
吉江児童遊園地	吉江656番地1	○	442	×	—	—
七穂農村公園	山王新田1番地1	○	868	×	—	—
居宿農村公園	居宿7番地	○	440	×	—	—
味方出張所駐車場	味方1544番地	○	1,980	×	—	—
大倉児童公園	大倉535番地1	○	602	×	—	—
味方児童館駐車場	味方679番地	○	646	×	—	—
月潟野球場	西萱場1115番地	○	6,956	×	—	—
月潟出張所駐車場	月潟535番地	○	750	×	—	—
月潟商工会脇駐車場	大別当2668番地	○	720	—	—	—
西萱場農村公園	西萱場95番地5	○	1,201	×	—	—
木滑農村公園	木滑2104番地1	○	974	×	—	—
大別当児童遊園	大別当659番地2	○	298	—	—	—
月潟農村公園	月潟223番地	○	166	×	—	—
曲通児童遊園	上曲通61番地1	○	820	×	—	—
西部児童遊園	東長嶋89番地3	○	883	×	—	—
大通ふれあい公園	大通黄金2丁目7番地11	○	7,164	×	—	—
白根排水機場跡地	下塩俵933番地	○	883	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波	大規模火災	
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難可能人数
白根総合公園	上下諏訪木1775番地 1	○	30,528	×	—	—	○	30,528

西 区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
小針小学校	小針2丁目36番1号	○	1,909	○	2階以上	2,360	○	1,909	○	3階以上	2,310
新通小学校	坂井東6丁目18番1号	○	2,075	○	2階以上	2,600	○	2,075	○	3階以上	3,240
内野小学校	内野山手2丁目18番36号	○	1,867	○	全階可	3,734			—	—	
木山小学校	谷内1886番地	○	950	○	全階可	1,900			—	—	
赤塚小学校	赤塚4478番地	○	1,028	○	全階可	2,057			—	—	
小瀬小学校	小瀬637番地	○	689	○	全階可	888			—	—	
笠木小学校	笠木1695番地	○	780	○	2階以上	806			○	3階以上	970
青山小学校	西有明町4番1号	○	1,409	○	全階可	2,818			—	—	
真砂小学校	真砂3丁目24番1号	○	1,548	○	全階可	3,096	○	1,548	—	—	
五十嵐小学校	寺尾西4丁目23番1号	○	1,691	○	全階可	3,383			—	—	
坂井輪小学校	坂井東1丁目2番1号	○	2,016	○	全階可(注)	2,470	○	2,016	○	3階以上	3,320
坂井東小学校	坂井東5丁目17番1号	○	1,374	○	全階可(注)	1,870			○	3階以上	2,520
西内野小学校	内野上新町308番地1	○	1,532	○	全階可	3,065	○	1,532	—	—	
東青山小学校	青山261番地1	○	1,616	○	全階可(注)	1,862	○	1,616	○	3階以上	2,690
黒崎南小学校	木場911番地1	○	1,115	○	2階以上	1,142			—	—	
大野小学校	大野町3140番地乙	○	1,541	○	3階以上	1,809			—	—	
山田小学校	山田2781番地2	○	1,251	○	全階可(注)	1,062			—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
立仏小学校	立仏950番地	○	1,432	○	2階以上	1,365			○	3階以上	3,090
坂井輪中学校	寺尾上3丁目1番36号	○	2,322	○	全階可	4,645	○	2,322	○	3階以上	3,030
内野中学校	内野西1丁目10番1号	○	2,085	○	全階可(注)	2,384	○	2,085	—	—	
赤塚中学校	赤塚5590番地	○	1,310	○	全階可	2,620			—	—	
中野小屋中学校	中野小屋932番地	○	1,171	○	全階可(注)	998			○	3階以上	800
小針中学校	小針1丁目37番1号	○	2,074	○	2階以上	2,211			○	3階以上	3,210
五十嵐中学校	上新栄町5丁目3番1号	○	2,213	○	全階可	4,427			—	—	
小新中学校	小新西3丁目18番1号	○	1,923	○	3階以上	1,991			○	3階以上	1,950
黒埼中学校	大野町2540番地1	○	2,463	○	2階以上	2,561			—	—	
新潟西高等学校	内野関場4699番地	○	1,011	○	全階可(注)	1,599			—	—	
新潟工業高等学校	小新西1丁目5番1号	○	989	○	3階以上	1,478			—	—	
新潟翠江高等学校	金巻1657番地	○	870	○	2階以上	1,272			—	—	
新潟大学	五十嵐2の町8050番地	○	2,683	○	全階可	5,366	○	2,683	—	—	
新潟国際情報大学	みずき野3丁目1番1号	○	453	○	全階可	907			—	—	
日本文理高等学校	新通1072番地	○	995	○	2階以上	1,225			—	—	
坂井輪コミュニティセンター	小針西1丁目12番地12	○	208	○	全階可	417			—	—	
西コミュニティセンター	内野上新町11810番地	○	423	○	全階可	846			—	—	
青山コミュニティハウス	青山6丁目16番地20	○	97	○	全階可	195			—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
五十嵐コミュニティハウス	上新栄町4丁目5番68号	○	103	○	全階可	206			—	—	
黒崎市民会館	鳥原909番地1	○	789	○	2階以上	413			○	3階以上	290

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
平島公園	平島1丁目21番地	○	3,300	×	—	×
平島記念公園	平島3丁目2番地	○	1,254	×	—	×
新町公園	青山新町14番地	○	1,300	—	×	—
寺尾あけぼの公園	寺尾前通2丁目9番地	○	2,071	×	—	×
的場史跡公園	的場流通1丁目2番地1	○	2,980	×	—	×
青山水道遊園	青山水道1番1号	○	7,713	—	—	—
流通公園	流通センター5丁目1番地	○	9,179	×	—	×
中浜公園	新中浜1丁目10番地1	○	1,783	—	—	—
小丸山公園	新中浜5丁目5番地	○	2,277	—	—	—
大学南第一公園	大学南2丁目27番1号	○	2,545	—	—	—
ときめきけやき公	ときめき東1丁目3番2号	○	1,818	×	—	—
みずき野中央公園	みずき野4丁目14番1号	○	5,477	×	—	—
宮のもり・木場城	木場126番地6	○	4,476	×	—	—
黒鳥公園	黒鳥5920番地	○	2,491	×	—	×

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
かただ公園	みずき野6丁目6番	○	1,500	—	—	—
山田公園	山田3358番地	○	1,699	×	—	—
青山海浜公園	関屋1829番地1	○	11,062	—	—	×

広域避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波	大規模火災	
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難可能人数
寺尾中央公園	寺尾中央公園1番1号	○	32,032	—	—	—	○	32,032
佐潟公園	赤塚5404番地14	○	293,500	—	—	—	○	293,500

西蒲区
指定避難所

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
岩室小学校	西長島510番地	○	1,323	○	全階可(注)	2,647			—	—	
和納小学校	和納1212番地	○	1,196	○	全階可(注)	2,392			—	—	
鎧郷小学校	天竺堂412-4	○	983	○	2階以上	1,967			—	—	
曾根小学校	曾根750	○	1,542	○	全階可(注)	3,085			—	—	
升潟小学校	升潟2179	○	916	○	2階以上	1,002			—	—	
潟東東小学校	大原2397番地	○	964	×	—				—	—	
潟東西小学校	横戸135番地	○	808	○	2階以上	712			—	—	
潟東南小学校	今井1031番地	○	782	○	2階以上	722			—	—	
中之口東小学校	小吉1100	○	976	○	2階以上	1,953			—	—	
中之口西小学校	打越甲244	○	997	○	全階可	1,995			—	—	
巻南小学校	堀山新田1301	○	2,040	○	2階以上	1,806			—	—	
巻北小学校	竹野町163	○	1,749	○	全階可(注)	3,498	○	1,749	—	—	
漆山小学校	馬堀4515	○	1,030	○	2階以上	861			—	—	
越前小学校	越前浜4670	○	999	○	全階可	1,999	○	999	—	—	
松野尾小学校	松野尾690	○	957	○	全階可	1,915			—	—	
岩室中学校	西中1421番地	○	1,477	○	全階可	2,955			—	—	
西川中学校	曾根1828-3	○	2,658	○	全階可(注)	2,672			—	—	
潟東中学校	三方250番地	○	1,364	○	2階以上	1,153			—	—	
中之口中学校	中之口660	○	1,387	○	全階可	2,775			—	—	
巻西中学校	仁箇42-1	○	2,166	○	全階可(注)	4,332	○	2,166	—	—	
巻東中学校	潟頭1493	○	2,152	○	2階以上	1,542			—	—	
西川竹園高等学校	鮎2-1	×	867	○	全階可(注)	947			—	—	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
巻高等学校	巻乙30-1	○	964	○	全階可	1,357			-	-	
西蒲高等特別支援学校	堀山新田51-1	○	509	○	全階可	660			-	-	
巻総合高等学校	巻甲4295-1	○	922	○	全階可	880			-	-	
岩室体育館	西中860番地	○	1,260	○	2階以上	2,520			-	-	
岩室保育園	橋本101番地1	○	296	○	全階可(注)	592	○	296	-	-	
和納保育園	和納909番地	○	284	×	-				-	-	
間瀬公民館	間瀬4287番地1	○	69	○	全階可	138	○	69	○	3階以上	100
岩室健康増進センター「よりのなれ」	石瀬3331番地1	○	123	○	全階可	247	○	123	-	-	
岩室農村環境改善センター	和納3930番地	○	580	○	全階可	1,161			-	-	
岩室地区公民館	西中860番地	○	870	○	2階以上	1,741			-	-	
岩室すこやかセンター	間瀬4290番地1	○	276	○	全階可	552	○	276	-	-	
西川体育センター	川崎1-1	○	678	○	全階可(注)	1,356			-	-	
西川学習館	曾根1951	○	929	○	2階以上	1,476			-	-	
西蒲区西川健康センター	旗屋701-2	○	226	×	-				-	-	
いこいの家西川荘	川崎308-4	○	236	○	全階可(注)	472			-	-	
貝柄地区集会所	貝柄805-6	○	63	×	-				-	-	
潟東体育館	三方2番地	○	1,502	○	全階可(注)	3,004			-	-	
潟東農村環境改善センター	三方1番地	○	556	○	全階可(注)	1,112			-	-	
中之口体育館	中之口298	○	770	○	2階以上	1,540			-	-	
中之口幼稚園	三ツ門57-1	○	419	○	2階以上	98			-	-	
なかのくち保育園	三ツ門59-2	○	356	×	-	0			-	-	
中之口地区公民館	中之口310	○	745	○	2階以上	1,491			-	-	
中之口老人福祉センター	福島323	○	94	○	全階可	188			-	-	

施設名	所在地	地震		洪水			土砂災害		津波		
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数	避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難可能場所	避難可能人数
漆山グラウンド・体育館	漆山3299-3	○	384	×	—	0			—	—	
漆山公民館	馬堀6001-56	○	122	×	—	0			—	—	
かきの実保育園	仁箇1443-1	○	151	○	全階可	303	○	151	—	—	
角田山自然館	福井4067	○	151	○	全階可	302			—	—	
じよんのび館	福井4067	○	242	○	全階可	485	○	242	—	—	
県立青少年研修センター	越前浜5597-2	×	525	○	全階可	1,050			—	—	
入徳館野外研修場	峰岡444番地2	○	196	○	全階可	392	○	196	—	—	
巻体育館	巻甲647	○	732	○	全階可	1,464			—	—	
西蒲区巻地域保健福祉センター	巻甲4363	○	238	○	全階可(注)	476			—	—	
巻文化会館・巻地区公民館	巻甲635	○	2,977	○	全階可	5,954			—	—	
巻つくし保育園	堀山新田256	○	227	×	—	0			—	—	
巻農村環境改善センター	福井3975番地1	○	454	○	全階可	908			—	—	
巻ふるさと会館	五ヶ浜2237	○	166	○	全階可	333			—	—	
巻保育園	巻甲2644	○	229	○	全階可(注)	208			—	—	
巻やすらぎ会館	巻甲121-1	○	133	○	全階可(注)	266			—	—	
新潟市松野尾地域コミュニティセンター	松野尾2852番地3	○	128	○	全階可	256			—	—	
峰岡公民館	鷲ノ木1633-9	○	119	○	全階可(注)	238			—	—	
漆山西保育園	並岡10-2	○	170	×	—	0			—	—	
漆山東保育園	漆山3320	○	181	×	—	0			—	—	

一時避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
岩室野球場	西中889番地1	○	5,164	—	—	—

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否
丸小山公園	岩室温泉1661番地1	○	3,904	—	×	—
わなみ農村公園	和納4185番地	○	1,750	—	—	—
西川筋広場	曾根7番地1	○	1,013	×	—	—
升岡農村公園	升岡新田143番地	○	990	×	—	—
押付地区公園	押付269番地1	○	1,406	×	—	—
升潟児童遊園	大潟384番地1	○	1,306	×	—	—
鮎地区公園	鮎340番地1	○	1,386	×	—	—
西川ふれあい公園	松崎73番地	○	12,991	×	—	—
潟東東公園	井随436番地	○	1,386	×	—	—
潟東西公園	横戸1960番地	○	12,991	×	—	—
潟東南公園	今井455番地1	○	1,386	×	—	—
潟東北公園	五之上253番地3	○	12,991	×	—	—
潟浦新児童遊園	上小吉1481番地	○	622	×	—	—
六分児童遊園	六分813番地1	○	239	—	—	—
針ヶ曾根児童遊園	針ヶ曾根401番地	○	437	×	—	—
河間児童遊園	河間169番地	○	228	×	—	—
打越児童遊園	打越丙427番地1	○	1,319	×	—	—
道上児童遊園	道上414番地	○	505	×	—	—
中之口出張所駐車場	中之口626番地	○	4,172	—	—	—
スポレック中之口駐車場	中之口298番地	○	1,267	×	—	—
県農業大学校	巻甲12007番地	○	7,500	×	—	—
すわ保育園（広場）	巻甲763番地1	○	500	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	地震		洪水	土砂災害	津波	大規模火災	
		避難の可否	避難可能人数	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難の可否	避難可能人数
城山運動公園	峰岡580番地	○	72,777	—	—	—	○	72,777
上堰瀉公園	松野尾1番地	○	130,384	—	—	—	○	130,384

部	班 名 構成課・機関 <small>(○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)</small>	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
水道対策部 部長 水道局長 副部長 経営企画部長 総務部長 技術部長 情報担当員 経営管理課長補佐	統括班 ○経営管理課 計画整備課	1 水道対策部の運営に関する事 2 対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 3 対策部内の被害状況等の解析に関する事 4 情報連絡体制の運用に関する事 5 対外関係部署との伝達、連絡調整に関する事 6 災害査定に関する事 7 各対策班に属さない業務に関する事	同左
	総務・経理班 ○総務課 経理課 営業課 技術管理室	1 職員の出勤、配置、安全、衛生管理に関する事 2 応援要請に関する事 3 市民広報及び報道機関への情報提供に関する事 4 資材、燃料、職員用物資等の確保、調達、集計に関する事 5 応急物資の整理、管理、配給に関する事 6 水道応援隊・水道ボランティアの受入れ、及びその活動支援に関する事 7 対策部内の電算システムに関する事 8 集中受付体制による電話対応の取りまとめに関する事	同左
	給水班 ○中央料金課 秋葉料金課	1 応急給水活動の総合調整に関する事 2 運搬給水、拠点給水、仮設給水に関する事 3 拠点給水所(飲料水兼用耐震性貯水槽)の立上げ、管理に関する事 4 仮設給水所(避難所等)の立上げ、管理に関する事 5 仮設給水所(消火栓)における給水設備の立上げ、管理に関する事	同左
	管路班 ○管路課 中央工務課 中央維持管理課 中央北営業所 中央西蒲営業所 秋葉事業所工務課	1 水道管路(導水、送水、配水、給水管)の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧に関する事 2 水道管路の復旧対策の計画立案に関する事	同左
	浄水班 ○浄水課	1 取水、導水、浄水、送水、配水施設(管路を除く)の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧に関する事 2 取水、導水、浄水、送水、配水施設(管路を除く)の復旧対策の計画立案に関する事 3 拠点給水所(浄水場・配水場)における給水設備の立上げ・管理に関する事	同左
	水質班 ○水質管理課	1 飲料水、原水の水質管理に関する事 2 運搬・拠点給水時における飲料水の水質管理に関する事	同左

表1-1-3-2 過去10年間の観測値

観測地点名:新潟地方気象台

年	気温						相対湿度			降水量(mm)					最深積雪		降雪の深さ		
	平均	最高気温		最低気温		平均	最小		合計	日最大		最大1時間			cm	起日	合計	日最大	
	°C	°C	起日	°C	起日	%	%	日	mm	mm	起日	mm	起日	cm			cm	起日	
2004	平成16	14.7	37.0	7/30	-4.0	2/11	68	14	3/28	1917.5	89.0	8/18	36.0	7/25	22	1/27	114	21	1/22
2005	平成17	13.8	35.0	8/3	-3.6	3/6	69	14	5/3	1813.0	84.0	6/27	30.0	8/10	24	2/22	134	21	2/21
2006	平成18	13.9	38.0	8/17	-4.7	1/10	70	12	4/15	2014.5	77.5	7/13	39.0	8/12	24	1/7	157	13	1/7
2007	平成19	14.4	36.5	8/3	-1.8	2/26*	69	14	4/29	1748.5	83.0	8/28	75.0	8/28	6	3/8	16	5	3/7
2008	平成20	14.2	34.8	8/3	-3.2	2/13	69	18	5/6	1530.0	65.5	8/19	34.0	8/19	10	1/27*	76	12	1/25
2009	平成21	14.1	36.3	7/15	-4.1	1/25	69	13	4/30	1792.5	63.5	8/7	18.5	8/7	21	1/26	105	21	2/17
2010	平成22	14.4	35.1	8/11*	-3.7	2/4	72	15	6/4	2072.0	99.0	9/12	35.0	7/28	81	2/5	253	50	2/4
2011	平成23	13.9	37.3	7/20	-2.8	1/31*	71	17	4/1	1858.0	103.5	7/29	44.5	7/30	35	1/17*	200	18	1/14
2012	平成24	13.8	36.2	9/17	-4.2	2/19*	72	22	10/14	1810.0	70.5	10/23	33.5	10/23	71	2/17	304	48	2/17
2013	平成25	13.8	35.1	8/17	0.9	2/25	73	11	5/9	2327.0	113.0	8/20	54.0	7/31	16	12/9	132	16	12/9
平年値		13.9					71			1821.0					36		217	24	

年		風速							日降水 ≥30mm 日数	雪日数 (寒候年)	霧日数	雷日数	日最大風速 ≥10m/s 日数
		平均	最大風速			最大瞬間風速							
		m/s	m/s	風向	起日	m/s	風向	起日					
2004	平成16	3.4	19.5	南西	8/31	37.1	南西	8/31	12	63	4	41	42
2005	平成17	3.4	15.8]	西南西	12/22	33.2]	南西	12/22	8	72	6	45	46
2006	平成18	3.2	15.2	西南西	11/7	34.7	南西	11/7	17	80	5	25	33
2007	平成19	3.1	14.7	西南西	5/18	30.6	西北西	1/7	12	50	1	45	30
2008	平成20	3.2	15.0	西	2/23	25.2	西	2/23	8	67	1	46	39
2009	平成21	3.2	14.3	南東	11/13	24.8	南西	4/26	12	62	3	33	41
2010	平成22	3.2	16.6	南東	4/12	26.3	西	11/9	13	63	4	31	47
2011	平成23	3.2	13.3	北西	1/29	25.7	西	1/29	10	71	5	30	30
2012	平成24	3.3	17.7	西南西	4/4	33.6	西南西	4/3	8	91	9	40	38
2013	平成25	3.3	16.4	西南西	4/7	27.0	西	4/7	20	84	3	40	34
平年値		3.3							11.0	70.8	4.7	34.8	48.5

- ・)は20%以下の欠測があることを、]は20%を超える欠測があることを示します。
- ・ 1つの極値に対して、期間内に起日が2日以上ある場合。起日の新しい方を掲載し、日の欄に*を付加しています。
- ・ 積雪、降雪量及び雪日数は寒候年(前年8月～当年7月)までの統計値です。
- ・ 平年値は過去30年(1981年(昭和56年)～2010年(平成22年))の平均値です。

図表1-5 過去に発生した主な地震(本州の中央部から北部の日本海周辺地域)

番号	発生日	地震名又は地域名	規模 M	震央位置 東経/北緯	被害概要	(参考)被害概要修正のための引用元
35	1955(昭和30)10.19	秋田県北部二ツ井	5.7	140.2/40.3	家屋半壊153、死者1	
36	1961(昭和36)2.2	長岡地震	5.2	138.8/37.5	死者5、倒壊186	
37	1964(昭和39)5.7	青森県西方沖	7.2		全壊1 半壊1 一部破損12 堤防決壊3	
38	1964(昭和39)6.16	新潟地震	7.5	139.2/38.4	被害数量については2 新潟地震の概要参照	
39	1965(昭和40)8月 ～1970年末	松代群発地震 松代群発地震	最大 5.4		有感地震62,821回うち被害を伴ったものは51回 負傷者15名 住家全壊10戸 半壊4戸 山崩れ60ヶ所	
40	1983(昭和58)5.26	日本海中部地震 昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	139.1/40.4	死者104名(うち津波によるもの100名) 負傷者163名(同104名) 建物全壊934戸 半壊2,115戸 流失52戸 一部破損3,258戸 船沈没255隻 流失451隻	日本被害地震総覧(警察庁調べ)
41	1992(平成4)12.27	新潟県津南地方	4.5	138.6/37.0	住家破損137戸 道路路面被害1カ所 消火栓破損2カ所および上郷中学校校舎、寮、体育館に損壊が生じた。	
42	1993(平成5)2.7	能登半島沖地震	6.6	137.3/37.7	能登半島珠洲町周辺に被害が集中し重傷1、軽傷29名、住家被害23戸、この他、道路盛土やトンネルに被害が生じた。	日本被害地震総覧(気象庁ほか)
43	1993(平成5)7.12	北海道南西沖地震 平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	139.2/42.8	死者202、不明28、負傷323 奥尻島では津波、山崩れ、火災などにより甚大な被害が生じた。北海道でも道路ライフラインの被害が多くの箇所で見られた。	日本被害地震総覧年版(消防庁による)
44	1995(平成7)4.1	新潟県北部地震	5.6	139.2/37.9	負傷82 家屋全壊55 半壊181	日本被害地震総覧2012年版(新潟県まとめ)
45	2004(平成16)10.23	新潟県中越大震災 平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	138.9/37.3	死者68、重傷632、軽傷4,163、全壊3,175、大規模半壊2,167、半壊11,643、一部損壊104,619	被害状況は↓で確認(新潟県) 平成16年新潟県中越大震災による被害状況について(最終報) (参考)消防庁資料↓では新潟県外の被害も含んでいます 平成16年(2004年)新潟県中越地震(確定報)
46	2007(平成19)3.25	能登半島地震 平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	136.7/37.2	死者1、重傷者91、軽傷者265、全壊686、半壊1,740、一部損壊26,958	被害状況は↓で確認(消防庁) 平成19年(2007年)能登半島地震(第49報)
47	2007(平成19)7.16	新潟県中越沖地震 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	138.6/37.6	死者15、重軽傷2,316、全壊1,331、大規模半壊856、半壊4,854、一部損壊37,277	被害状況は↓で確認(新潟県) 新潟県報道発表資料(H25.4.1現在)より (参考)消防庁資料↓では新潟県外の被害も含んでいます 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震(確定報)
48	2008(平成20)6.14	岩手・宮城内陸地震 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	140.9/39.0	死者17、行方不明6、重軽傷426、全壊30、半壊146、一部損壊2,521	被害状況は↓で確認(消防庁) 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震(第78報)
49	2008(平成20)7.24	岩手県沿岸北部地震	6.8	141.6/39.7	死者1、重軽傷211、全壊1、一部損壊379	被害状況は↓で確認(消防庁) 岩手県沿岸北部を震源とする地震(第25報)

表 2-1-9-4 消防無線

基地局名	使用波名称
にいがたしょうぼう	第1市波 第2市波 第3市波 第4市波 広域波 県共通波 全国共通波1 全国共通波2 全国共通波3 防災相互波
にいがたきゅうきゅう	第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうきた	第1市波 第3市波 県共通波
にいがたきゅうきゅうきた	第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうあきは	第1市波 第2市波 第3市波 第4市波 広域波 県共通波 全国共通波1 全国共通波2 全国共通波3 防災相互波
にいがたきゅうきゅうあきは	第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうかなや	第1市波 第3市波
にいがたきゅうきゅうかなや	第1救急波（複信方式） 送信 受信

にいがたしょうぼうにしかん	第1市波 第2市波 第3市波 第4市波 広域波 県共通波 全国共通波1 全国共通波2 全国共通波3 防災相互波
にいがたきゅうきゅうにしかん	第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうまぜ	第2市波 第4市波
にいがたきゅうきゅうまぜ	第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうごかはま	第2市波 第4市波
にいがたきゅうきゅうごかはま	第2救急波（複信方式） 送信 受信

設置場所	基地局	固定局	陸上移動局			
			消防車載用	救急車載用	携帯用	移動局計
消防局	2局	2局	8局	2局	34局	44局
北消防署	2局	1局	13局	4局	17局	34局
東消防署			<u>16局</u>	3局	<u>20局</u>	<u>39局</u>
中央消防署			<u>21局</u>	4局	28局	<u>53局</u>
江南消防署			<u>10局</u>	3局	14局	<u>27局</u>
秋葉消防署	4局	1局	14局	4局	14局	32局
南消防署			10局	3局	12局	25局
西消防署			13局	4局	20局	37局
西蒲消防署	6局	1局	14局	6局	19局	39局
合計	14局	5局	<u>119局</u>	33局	<u>178局</u>	<u>330局</u>

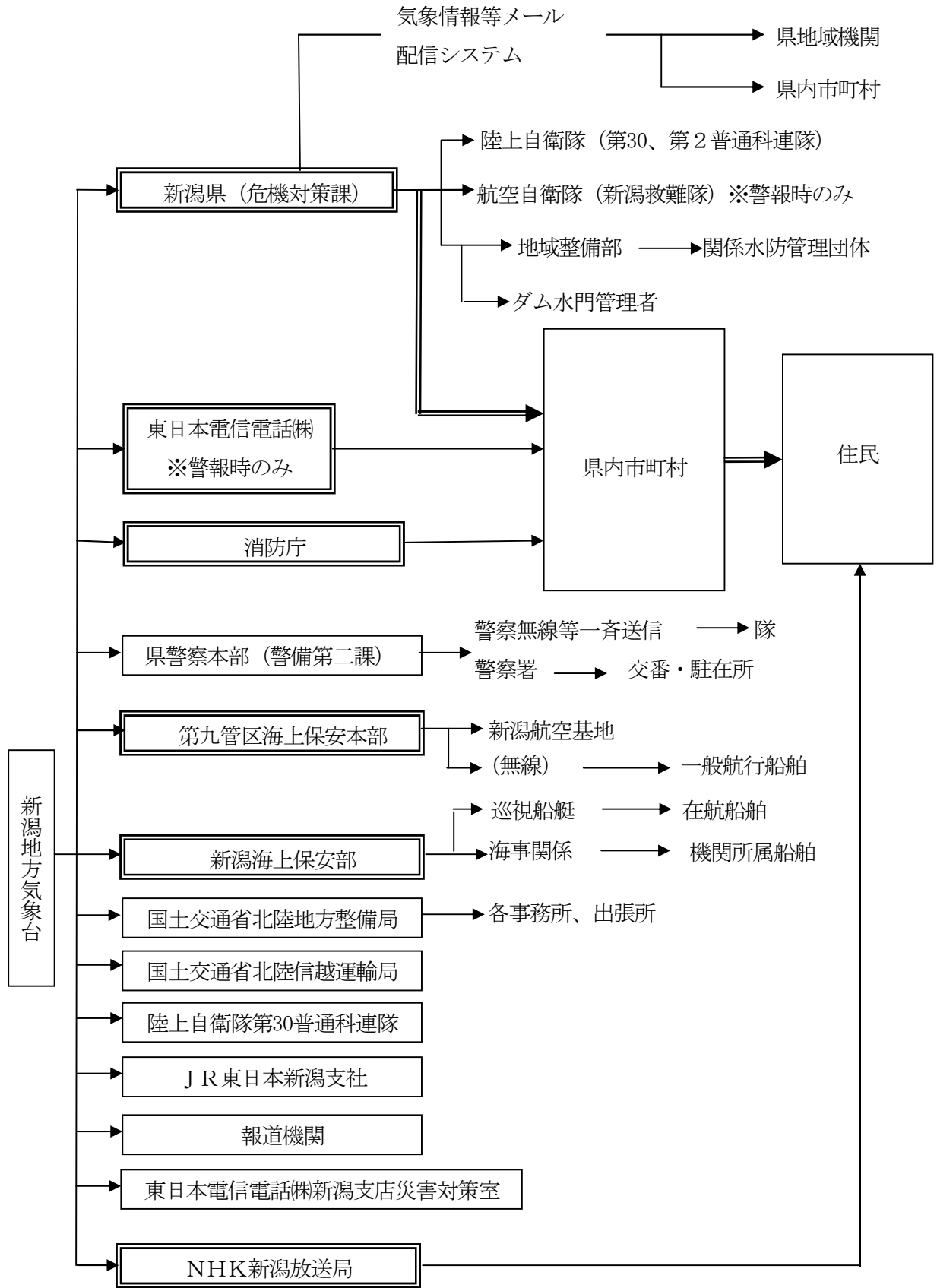
別紙 7

表 2 - 1 - 11 - 1 類別危険物製造所等施設数状況

平26・4・1

種 別 製造所等	総 数	単 独						混 在	立 入 検 査	実 施 延 回 数
		第 一 類	第 二 類	第 三 類	第 四 類	第 五 類	第 六 類			
総 数	3,034	8	1	2	3,001	7	3	12	1,906	
製 造 所	26				22	1		3	7	
貯 蔵 所	2,004	5	1	1	1,981	6	3	7	1,202	
屋内貯蔵所	211	5	1	1	190	6	1	7	138	
屋外タンク貯蔵所	468				466		2		184	
屋内タンク貯蔵所	62				62				50	
地下タンク貯蔵所	496				496				336	
簡易タンク貯蔵所	12				12				9	
移動タンク貯蔵所	707				707				461	
屋外貯蔵所	48				48				24	
取 扱 所	1,004	3		1	998			2	697	
給油取扱所	458				458				373	
第一種販売取扱所	7				7				5	
第二種販売取扱所	4				4				5	
移送取扱所	29				29				13	
一般取扱所	506	3		1	500			2	301	

表3-3-1-2 気象注意報・警報の伝達系統図



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

表 6-1-8-2 用語の解説

用 語	解 説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、ちょうど喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合、市民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の安全を確めるために、放射線を定期的、連続的に監視、測定し安全か否か評価すること。
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、全県に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。
環境放射線テレメータシステム	発電所周辺地域における環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間で監視しているシステムのこと。
放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団
屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。
情報収集事態	原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合は除く。）した場合のこと
安全協定	原子力事業者と、立地道府県・市村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立ち入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 （県内の事例） ○ 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結） ○ 28 市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）
原子力災害対策指針	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。